よりよい明日を、世界の人々と。
独立行政法人 国際協力機構

# 平成１５年度　業務実績報告書

JICA LIBRARY
1179210[8]

平成１６年６月

独立行政法人
国際協力機構

総
JR
04-002

＜はじめに＞

本報告書は、「独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）」、「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成１５年外務省令第２２号）」及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針（平成１５年１１月１７日外務省独立行政法人評価委員会決定）」に基づき、平成１５年度の業務実績についてまとめたものである。

# 目　次

Ⅰ．ＪＩＣＡ改革に向けた取り組み・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ.独立行政法人国際協力機構の概要

１．業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
２．事務所の所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
３．資本金の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
４．役員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
５．職員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
６．設立の根拠となる法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
７．主務大臣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
８．沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
９．組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

Ⅲ．平成15年度業務実績

＜要約＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
＜小項目ごとの実績＞（【　】内の数字は中期計画小項目の便宜上の通番）
１．　業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置
(1)組織運営における機動性の向上
【1】現場(在外)強化と機動的組織運営・・・・・・・・・・・・19
(2)業務運営全体の効率化
【2】事務手続きの迅速化、合理化・・・・・・・・・・・・・・25
【3】事業の主要な投入の単位当り経費の効率化・・・・・・・30
【4】本部管理経費の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・34
(3)施設、設備の効率的利用
【5】施設、設備の利用者数の増加・・・・・・・・・・・・・・37
２．　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
(1)総論
【6】効果的な事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
【7】外務大臣からの緊急の要請への対応・・・・・・・・・・49

1179210【8】

【8】情報公開、広報の充実及び知見の公開・・・・・・・・・・50
【9】ＮＧＯ等との連携推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
【10】環境及び社会への配慮 ・・・・・・・・・・・・・・・・・56
【11】男女共同参画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
【12】客観的で体系的な事業評価 ・・・・・・・・・・・・・・・60
(2)各事業毎の目標
(イ)技術協力
【13】現地人材、民間等の活用による効果的・効率的事業実施　67
【14】案件の適切な投入要素の決定・・・・・・・・・・・・・・・71
【15】本邦研修の内容改善と帰国研修員フォローアップ・・・・73
【16】専門家、コンサルタントの適正な人選と業績評価・・・・75
(ロ)無償資金協力の実施促進
【17】無償実施促進業務の競争性及び透明性の向上・・・・・・79
(ハ)国民等の協力活動
【18】国民等の協力活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・81
【19】ボランティアの人材確保及びサポート・・・・・・・・・・83
【20】草の根技術協力事業に対する国民の参加支援・・・・・・86
【21】開発教育支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
(ニ)海外移住
【22】海外移住者に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・91
(ホ)災害援助等協力事業
【23】災害援助等協力事業の迅速かつ効果的・効率的実施・・・93
(ヘ)人材養成確保
【24】人材養成確保の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
(ト) 附帯業務
【25】附帯業務（プロジェクト形成支援、調査研究）の実施状況 101
３． 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
(1) 予算（人件費の見積りを含む。）
(2) 収支計画
(3) 資金計画
【26】予算、収支計画、資金計画・・・・・・・・・・・・・・・103
４． 短期借入金の限度額
【27】短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111
５． 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
【28】重要な財産の譲渡等の計画・・・・・・・・・・・・・・・112
６． 剰余金の使途

【29】剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113
7．　その他主務省令で定める業務運営に関する事項
(1) 施設・設備に関する計画
【30】施設・設備に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・114
(2) 人事に関する計画
【31】人員の勤務評価、適正配置、能力開発の計画・・・・・・116
【32】常勤職員数と人件費総額・・・・・・・・・・・・・・・・118
(3) その他中期計画を達成するために必要な事項
(イ)監査の充実
【33】外部監査の実施等監査の充実・・・・・・・・・・・・・・119
(ロ)各年度の業績評価
【34】各年度の業績評価と業務運営への反映・・・・・・・・・・121

＜資料編＞

1. 国別の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・122
2. 開発課題別の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・127

＜その他資料＞

1. ＪＩＣＡ環境社会配慮ガイドライン（平成 16 年 4 月発行）
2. プロジェクト評価の実践的手法　ＪＩＣＡ事業評価ガイドライン改訂版
（平成 16 年 3 月発行）
3. 事業評価年次報告書２００３　（平成 15 年 9 月発行）
4. 国際協力事業団年報２００３　（平成 16 年 1 月発行）

# I. JICA改革に向けた取り組み

機構は、平成１５年１０月の設立以降その業務、組織、人事制度等の見直しに取り組み、平成１６年３月には「ＪＩＣＡ改革プラン」（ＪＩＣＡの新たな方向性）を発表し、「現場主義」、「人間の安全保障」、「効果・効率性と迅速性」という３つの視点からＪＩＣＡの改革を推進する方向性を提示した。これは機構が中期目標・中期計画及び国の開発援助政策を踏まえながら、今後、政府開発援助を担う援助実施機関としてより質の高い事業を効果的・効率的に実施していくために進むべき方向を、内外に対して明らかにしたものである。この改革の具現化のために、在外事務所の体制強化、本部組織の再編、人事制度改革などを計画、準備し、平成１６年度から着実に実施に移している。

## 1　独立行政法人化

機構は、「独立行政法人国際協力機構法」（平成１４年法律第１３６号）の成立に基づき、平成１５年１０月に独立行政法人国際協力機構として新たなスタートを切った。機構法第３条は、機構の目的を、「開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資すること」と規定している。

国際協力事業団から独立行政法人国際協力機構への移行における事業・組織運営の主な変更点は次のとおりである。

（１）平成１３年１２月の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」により、開発投融資事業は廃止すること（平成１５年度以降は、既に承諾済みの案件に限り融資を行う）、海外移住事業については入植地事業及び移住者送出業務を廃止すること、ならびに移住投融資事業は段階的に整理し平成１７年度末に廃止すること、が決定された。

（２）平和構築への取り組みを明確化するために、目的規定に「復興」を追加した。

（３）青年海外協力隊事業、シニア海外ボランティア事業及び草の根技術協力等をまとめて「国民等の協力活動」と規定し、この促進、助長のための業務を位置づけた。

（４）法人の業務は、独立行政法人通則法の定めに従い、中期目標、中期計画、年度計画等の仕組みを用いながら、法人の自律的な運営が行われる一方、その業務実績に対しては主務省の独立行政法人評価委員会他による業績評価が実施される。

平成１５年１０月以降、機構では、主務大臣から指示された中期目標に対応した中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けるとともに、当該年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、中期目標、中期計画の達成に向けた業務の効率化、質の向上に努めている。独立行政法人化以降、現在までに機構として方針を打ち出し、取り組みが開始されている法人運営上の主な改善点は次のとおりである。

## 独法化による法人運営上の主たる改善点

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 業務運営全般 | ●独法JICAの新たな方向性を示す「改革プラン」を策定・公表（本年3月） |
| 組織面 | ●上記改革プランの一環として、意思決定の迅速化とニーズへの柔軟な対応を可能とする本部組織の大幅な改編を実施（本年4月） |
| 人事面 | ●年功的色彩の強かった給与制度を職務内容と勤務成績をより適切に反映した給与制度に変更するなど、人件費を長期的に抑制しながら、職員の活力を向上させる人事制度改革を実施（本年7月から適用） |
| 事業／予算面 | ●事前から事後にいたる一貫した評価活動の強化を通じ、事業の費用対効果に関する組織的なチェック体制を強化<br>●中期目標に基づき、効率化に関する具体的な目標を設定し、組織的・計画的な取組みを開始。<br>（事業費）質を維持しつつ、主要な投入に係る単位コストを原則10%削減<br>（管理費）本部の人件費・物件費などについて10%削減<br>●政府との明確な役割分担を通じた責任ある事業の実施<br>（例）技術協力専門家の人選<br>政府の推薦に基づく人選　→　法人の責任の下でより競争的な制度に基づく人選 |

## 2　「ＪＩＣＡ改革プラン」（ＪＩＣＡの新たな方向性）

平成１６年３月には、「ＪＩＣＡ改革プラン」（ＪＩＣＡの新たな方向性）を発表し、「現場主義」、「人間の安全保障」、「効果･効率性と迅速性」という３つの視点からＪＩＣＡの改革を推進する方向性を提示した。（表１参照）

［表１］　JICA の新たな方向性

＜JICA の新たな方向性＞

１．改革に向けた３つの視点
- ●現場主義
- ●人間の安全保障
- ●効果・効率性と迅速性

２．実施体制強化の方策
- ●現場（在外）の強化
- ●本部の再編

３．現場の実践と経験を踏まえた開発課題への取り組み
- ●開発課題への取り組み
- ●ODA に対する理解、共感と参加の促進

この改革方針は、独立行政法人として達成すべき中期目標・中期計画を前提として、また、政府開発援助を担う援助実施機関として国の開発援助政策を踏まえながら、今後、機構がより質の高い援助を効果的・効率的に実施していくために進むべき方向性を明らかにしたものである。（図１参照）

## ［図１］「JICA の新たな方向性」の概要

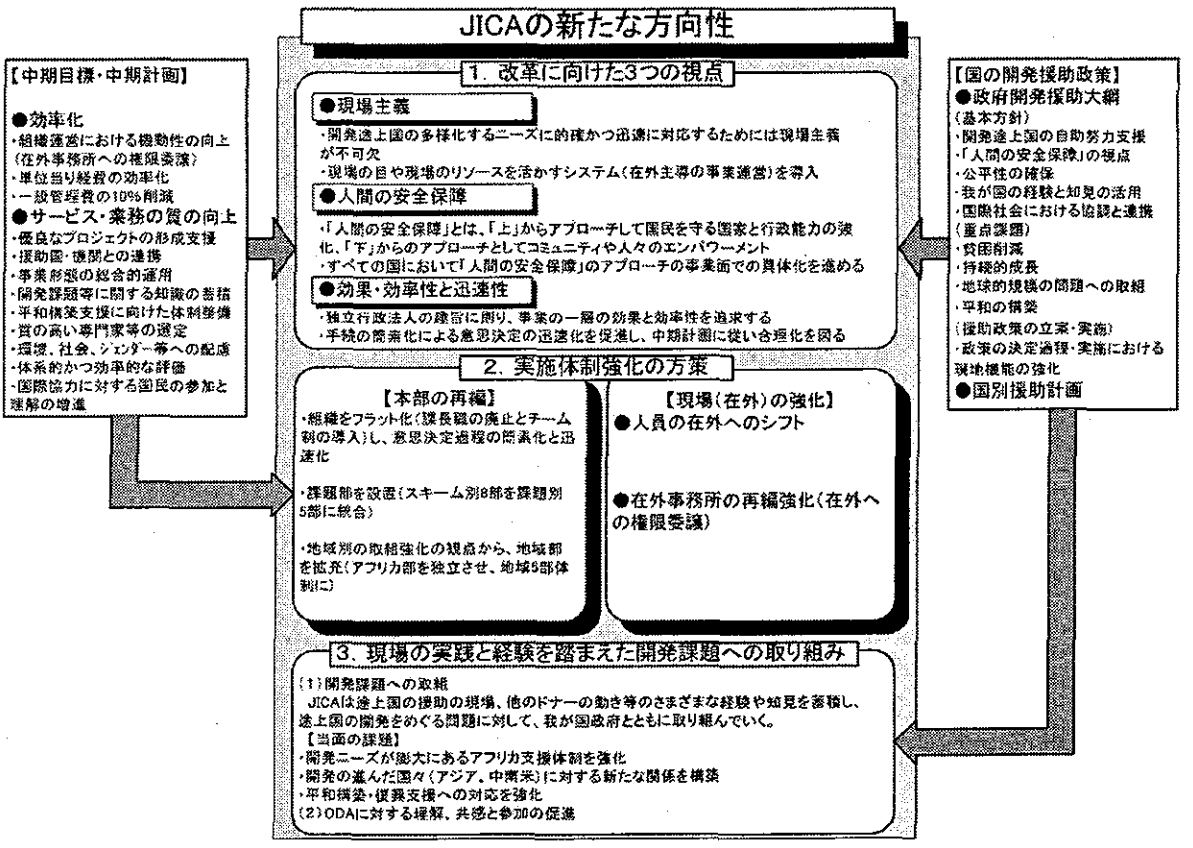


「ＪＩＣＡの新しい方向性」の３つの視点は、その改革の具現化のために実施体制の強化等の方策に整理されており、「現場（在外）の強化」のために、「人員の在外へのシフト」と「在外事務所の再編及び権限委譲」を、また、「本部の再編」として、「組織のフラット化」、「課題部の設置」、「地域部の再編・拡充」を行う一方、独立行政法人として不可欠な「組織、業務運営の効率化・迅速化」のための取り組みを強化し、これらの施策の相乗効果として、質の高い、効率的・効果的な業務実施の達成を目指している。

平成１５年度には、それぞれの改革に向けた取り組み、準備を開始し、一部は実際の改革が実施された。

## JICA 改革　①本部組織の再編

組織運営の効率性を高め、国別・課題別の事業の質の向上を図るため、本部組織の再編を準備し、平成１６年４月に実施した。この主なポイントは、１）課長職を廃止しチーム制を導入する組織のフラット化、２）事業スキーム別の８事業部を課題別の５事業部に統合、３）地域部の取組強化のためのアフリカ部の独立、等である。（図２参照）。

### ［図２］JICA 改革　①本部組織改編（平成 16 年 4 月実施）

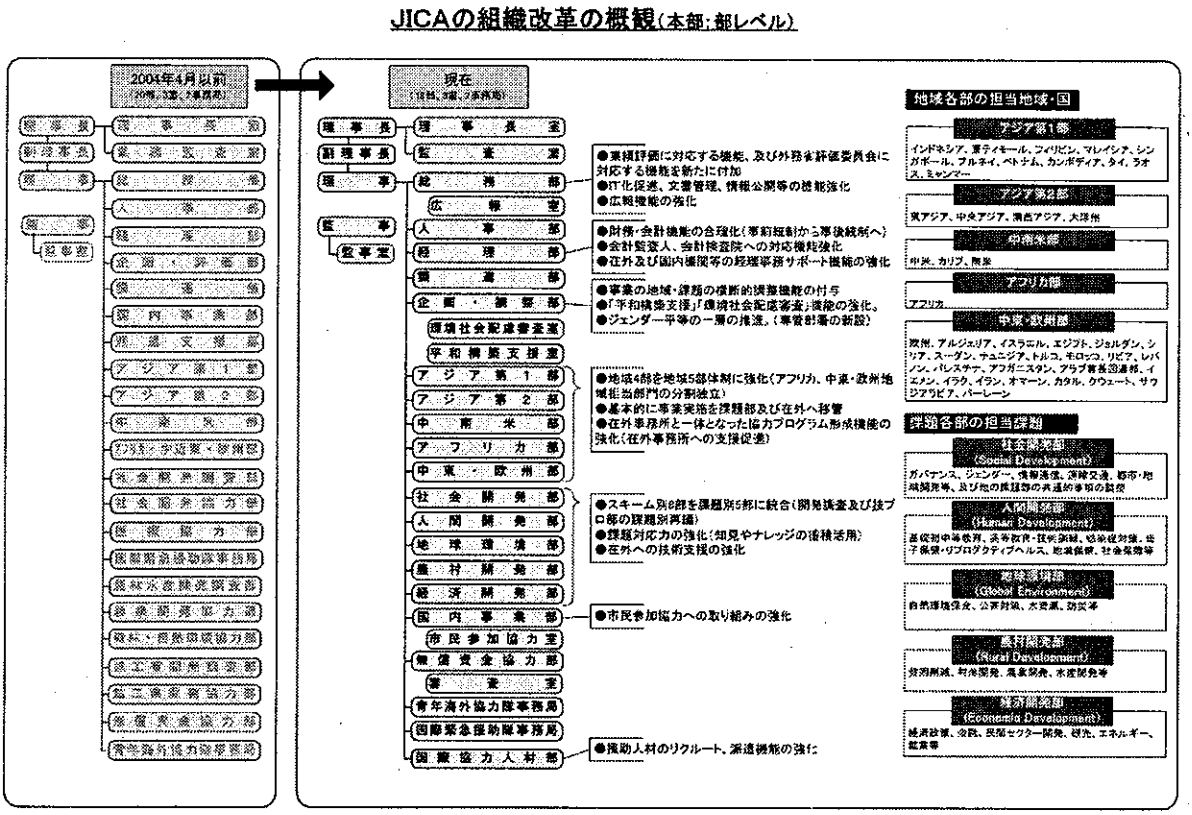


## JICA 改革　②現場（在外）の強化

途上国の真のニーズに的確かつ迅速に対応できるように、援助現場の前線となる在外事務所の体制を強化し、従来本部が担ってきた業務と権限を移譲することで、在外主導の事業運営を可能とする「現場（在外）の強化」の方針を打ち出した。本施策は平成１６年度から人員の異動を本格化する予定であり、平成１５年度はその計画及び準備に努めた。（表２参照）

［表２］JICA 改革　②現場（在外）の強化

## 現場（在外）の強化

1.　現場強化の狙い

- 開発途上国のニーズに的確かつ迅速に対応できる協力プログラムの形成支援機能を強化すること
- 迅速かつ効果的な事業の実施を目指した実施運営機能を強化すること

2.　援助現場における体制の強化

- 国内から海外への事務所へ大幅に人員を移し、権限も移譲する。
- 2006年度末までに海外の事務所の人員を約200人増やし、国内と海外の人員比率を同規模にする。
- 手始めとして、2004年度中には海外の事務所の人員を約130人増強する。
- 世界各地の事業現場と事務所活動を強化するため、新たに「地域支援事務所」を６ヶ所に設置し、各地域共通の課題に効果的に取り組む。
- 本部組織再編により、意思決定過程の簡素化と迅速化を図り、国内から援助現場への支援の効率性を高める。
- JICAは政府開発援助を実施する機関として政府と密接な連携をとりながら、援助現場から得る経験や知見を活かして、政策立案にも提言していくことを目指す。

## JICA 改革　③人間の安全保障

改革の視点として「人間の安全保障」を打ち出した。援助事業の最終的な目的は途上国の人々の暮らしを安全で豊かなものにし、一人一人が持つ可能性を発揮できるようにすることであり、独立行政法人化に伴い取り組みを明確にした「復興支援」を含め、機構の事業を進めていく上でこれまで以上に協力の成果が「人々」に裨益するように「人間の安全保障」の視点を重視して事業に取り組むための体制整備等に努めた。（表３参照）

[表３] JICA 改革　③「人間の安全保障」の考え方

## 人間の安全保障

1.　人間の安全保障とは

- 近年、市場経済を基礎とするグローバリゼーションと国際社会の相互依存性がこれまでになく高まり、テロや環境破壊、HIV/AIDSなどの国を超えた脅威と内戦や犯罪などの国内の脅威による人権、人道上の危機が増大。これらの脅威に対応していくには、国単位での対応や国家の安全保障という枠組みだけでは不十分ではないかという問題意識がある。
- 人間の安全保障とは、人間の生存、生活、尊厳に対する脅威から各個人を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために一人一人の視点を重視する取組を強化しようとする考え。

2.　人間の安全保障の視点に基づいたJICAの事業

- 人間の安全保障の視点に基づいて、JICAは、これまで以上に協力の成果が「人々」に裨益するような援助プログラムの形成と実施を目指す。
- 具体的には開発プログラムを描くにあたって、「政府」レベルに対する事業と「地域社会・人々」レベルへの事業の結びつけを図るとともに、従来、教育、保健、農業など専門分野毎に個別に行われがちであった事業の連携を図り、人々の抱える問題に総合的に取り組む。
- また、「点」の成功を「面」に展開していくため、他のドナーや途上国の行政、地域共同体などとも幅広く連携し、より大きな開発目標への貢献を目指す。コミュニティー・レベルでの活動、日本および現地のNGOそして地方自治体などとの連携も重要。

## JICA 改革　④効果･効率性と迅速性

「ＪＩＣＡの新たな方向性」においては、改革に向けた３つの柱の１つとして「効果･効率性と迅速性」を掲げ、独立行政法人に求められる業務の機動性向上及び効率化に積極的に取り組むことを明確にした。特に、機構の中期計画で掲げた業務運営の効率化の目標に向かって、平成１５年度は、達成のための方策を策定しその取り組みを開始した。目標項目の一部ではすでに効率化の成果が現れているものもあり、中期計画期間中に確実に目標を達成するよう、今後、その取り組みをさらに強化していくこととしている。（表４参照）

## JICA 改革　⑤人事制度改革

独立行政法人化を機に機構は人事制度の改革に着手した。これは、職員のインセンティブを高めるため、年功的な給与制度を職務内容と勤務成績をより適正に反映した制度へ変更するとともに、意思決定を迅速化するための組織のフラット化や適材適所の適正な人事配置を実現しようとするものであり、平成１５年度は制度の改革の設計と導入準備に鋭意取り組み、平成１６年度７月から本格導入する体制を整えることができた。（表５参照）

［表４］JICA 改革　④業務運営の効率化のための取り組み

## 業務運営効率化に向けた取り組み状況

| 中期計画上の目標 | 具体的な取り組み状況 |
|---|---|
| 業務経費：①主要な投入の単位当たり経費を平均１０％削減 | ※以下参照 |
| 長期専門家の１０％削減 | ■短期専門家派遣による代替の推進 |
| 研修員滞在経費（１人当たり）の５％削減 | ■研修員受け入れ時期の平準化によるセンター泊の促進<br>■カリキュラムの効果・効率的実施による受入日数の削減 |
| 専門家携行機材費（専門家１人当たり）<br>機材調達諸経費　（案件１件当たり）　の１０％削減<br>供与機材　　（案件１件当たり） | ■携行機材の合理化策の検討<br>■現地調達の推進のための制度・体制整備 |
| 機構が直接派遣する調査団経費（１件当たり）の１０％削減 | ■経費削減にかかるアクションプランの策定（ＩＴ活用、現地からの参団の推進等）<br>■現地事務所への権限委譲・体制強化による、本邦調査団の現地代替の推進 |
| コンサルタント調達経費（１件当たり）の１０％削減 | ■定型的な事業の契約相手先選定における価格競争の拡大方法の検討<br>■現地コンサルタントの活用拡大等、人件費の削減方法の検討 |
| ②その他経費の節減（印刷製本費等） | ■各種印刷物の印刷部数の削減等の検討<br>■業務委託契約単価の削減<br>■専門家手当の見直し等 |
| 一般管理費：本部の管理経費の１０％削減 | ■人事制度改革の実施に伴う人件費単価の抑制<br>■事務所賃借料の削減<br>■公用車の削減<br>■ウィンドウズ化によるパソコンのリース料の削減<br>■電子メールの活用促進による国際電話代の削減 |

［表５］JICA 改革　⑤人事制度改革

## 人事制度改革

- 組織のフラット化により、意思決定を迅速化。また、管理スパンの適正化を行い、責任権限を明確化することにより、管理職機能を強化。
- 年功的な給与制度を見直し、職務内容と勤務成績をより適正に反映した制度を実現。また、制度の適正な運営を図るため、評価制度を整備。
- 具体的には、
  - 昇給について、人事評価の結果に応じ昇給額を細かく増減できるように見直し。
  - 特別手当について、職務・役割の遂行度の評価を反映することができるように見直し。
  - 退職金について、退職月俸給額及び勤務年数により決定される方式から、毎年の貢献に応じ額を積み上げる方式の制度を導入。また、早期退職制度を充実。
  - 資格制度について、能力役割に応じた制度を導入し、当該制度にあわせた評価体系を整備。これにより、評価の制度を高め、より納得性の高い制度に改善。

→長期的・戦略的視点に立脚した、人件費の削減、職員のインセンティブの向上を図る。

本報告書では、第Ⅲ部に、中期計画及び平成１５年度計画の項目に沿って報告内容を取りまとめており、その全体像は次頁の参考資料のとおりである。機構としては、上記のＪＩＣＡ改革の視点をもって、これら中期目標、中期計画の達成を実現していく方針である。

## (参考)中期計画の項目に沿って整理した業務実績報告34項目の一覧

| 中期計画との対応 | | | 小項目の記載内容（<>内は、大項目、中項目のタイトル） |
|---|---|---|---|
| 大項目 | 中項目 | 小項目の通番 | |
| 1 | | | <業務運営の効率化> |
| | (1) | | <組織運営の機動性の向上> |
| | | 1 | 現場（在外）強化と機動的組織運営 |
| | (2) | | <業務運営全体の効率化> |
| | | 2 | 事務手続きの迅速化、合理化 |
| | | 3 | 事業の主要な投入の単位当り経費の効率化 |
| | | 4 | 本部管理経費の効率化 |
| | (3) | | <施設、設備の効率的利用> |
| | | 5 | 施設、設備の利用者数の増加 |
| 2 | | | <国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上> |
| | (1) | | <総論> |
| | | 6 | 効果的な事業の実施 |
| | | 7 | 外務大臣からの緊急の要請への対応 |
| | | 8 | 情報公開、広報の充実及び知見の公開 |
| | | 9 | NGO等との連携推進 |
| | | 10 | 環境及び社会への配慮 |
| | | 11 | 男女共同参画 |
| | | 12 | 客観的で体系的な事業評価 |
| | (2) | | <各事業毎の目標> |
| | (イ) | | <技術協力> |
| | | 13 | 現地人材、民間等の活用による効果的･効率的事業実施 |
| | | 14 | 案件の適切な投入要素の決定 |
| | | 15 | 本邦研修の内容改善と帰国研修員フォローアップ |
| | | 16 | 専門家、コンサルタントの適正な人選と業績評価 |
| | (ロ) | | <無償資金協力の実施促進> |
| | | 17 | 無償実施促進業務の競争性及び透明性の向上 |
| | (ハ) | | <国民等の協力活動> |
| | | 18 | 国民等の協力活動の充実 |
| | | 19 | ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの人材確保及びサポート |
| | | 20 | 草の根技術協力事業に対する国民の参加支援 |
| | | 21 | 開発教育支援 |
| | (ニ) | | <海外移住> |
| | | 22 | 海外移住者に対する支援 |
| | (ホ) | | <災害援助等協力事業> |
| | | 23 | 災害援助等協力事業の迅速かつ効果的・効率的実施 |
| | (ヘ) | | <人材養成確保> |
| | | 24 | 人材養成確保の充実 |
| | (ト) | | <附帯業務> |
| | | 25 | 附帯業務（プロジェクト形成支援、調査研究）の実施状況 |
| 3 | | | 予算（人件費の見積を含む。）収支計画及び資金計画 |
| | | | [（1）予算（人件費の見積を含む。）、（2）収支計画（3）資金計画] |
| | | 26 | 予算、収支計画、資金計画 |
| 4 | | | <短期借入金の限度額> |
| | | 27 | 短期借入金の限度額 |
| 5 | | | <重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画> |
| | | 28 | 重要な財産の譲渡等の計画 |
| 6 | | | <剰余金の使途> |
| | | 29 | 剰余金の使途 |
| 7 | | | <その他主務省令で定める業務運営に関する事項> |
| | (1) | | <施設･設備に関する計画> |
| | | 30 | 施設･設備に関する計画 |
| | (2) | | <人事に関する計画> |
| | | 31 | 人員の勤務評価、適正配置、能力開発の計画 |
| | | 32 | 常勤職員数と人件費総額 |
| | (3) | | <その他中期目標を達成するために必要な事項> |
| | (イ) | | [監査の充実] |
| | | 33 | 外部監査の実施等監査の充実 |
| | (ロ) | | [各年度の業績評価] |
| | | 34 | 各年度の業績評価と業務運営への反映 |

# Ⅱ．独立行政法人国際協力機構の概要

## 1．業務内容

### （1） 目的

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。（独立行政法人国際協力機構法　第三条）

### （2） 業務の範囲

一　条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ　開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

ロ　開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。

ハ　ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。

ニ　開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。

ホ　開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。

二　条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力（資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。）の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。

イ　次に掲げる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。

(1)　条約その他の国際約束に基づく技術協力のための施設（船舶を含む。以下この号において同じ。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。以下この号において同じ。）を目的として行われる無償資金協力

(2)　条約その他の国際約束に基づく技術協力に密接な関連性を有する事業のための施設の整備を目的として行われる無償資金協力

(3)　条約その他の国際約束に基づく技術協力に密接な関連性を有するものとして外務大臣が指定する無償資金協力

ロ　イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。

三　国民、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕

活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ　開発途上地域の住民と一体となって行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ　条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ　開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であって外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。

(1)　当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修

(2)　当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣

(3)　当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与

ニ　国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

四　移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。

イ　海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。

ロ　海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。

ハ　海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。

五　開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。

六　第一号、第三号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一　国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること

二　国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。

（独立行政法人国際協力機構法　第十三条）

## 2．事務所の所在地

〒151-8558 東京都渋谷区代々木 2-1-1　新宿マインズタワー6～13 階

Tel：(03) 5352-5311～5314（受付台）、Fax：(03)5352-5032・5150（総務部）

## ３．資本金の額

88,508,041,131円（平成１６年３月３１日現在）

## ４．役員の状況

平成１６年３月３１日現在の役員の情報は以下の表のとおり。

| No | 役職名 | 氏　名 | 就任日 | 前　職 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 理事長 | 緒方　貞子 | H15.10.1 | 国連難民高等弁務官 |
| 2 | 副理事長 | 畠中　篤 | H15.10.1 | 駐オーストラリア日本大使 |
| 3 | 理事 | 松井　靖夫 | H15.10.1 | 駐コスタ・リカ日本大使 |
| 4 | 理事 | 鈴木　信毅 | H15.10.1 | （社）大日本農会副会長 |
| 5 | 理事 | 隅田　栄亮 | H15.10.1 | 国際協力事業団人事部長 |
| 6 | 理事 | 吉永　國光 | H15.10.1 | 欧州復興開発銀行理事 |
| 7 | 理事 | 松岡　和久 | H15.10.1 | 国際協力事業団アジア第一部長 |
| 8 | 理事 | 伊沢　正 | H15.10.1 | 経済産業省大臣官房審議官 |
| 9 | 監事 | 島田　尚武 | H15.10.1 | 警察庁国際部長 |
| 10 | 監事 | 庵原　宏義 | H15.10.1 | 駐エチオピア日本大使 |

## ５．職員の状況

常勤職員数：１，３２９人（平成15年10月1日現在）

１，３２３人（平成16年3月31日現在）

## ６．設立の根拠となる法律

独立行政法人国際協力機構法（平成14年12月6日法律第136号）

## ７．主務大臣

外務大臣

## ８．沿革

１９６２年　海外技術協力事業団が設立され、政府の技術協力事業が一元的に実施される基盤が整備された。

１９６３年　海外移住事業団が設立され、移住者の送出と移住先における支援を一貫して行う体制が整備された。

１９７４年　海外技術協力事業団、海外移住事業団及び（財）海外農業開発財団の業務、並びに（財）海外貿易開発協会の業務の一部が統合され、国際協力事業団（JICA）が発足した。発足当初の業務内容は、技術協力、

青年海外協力隊派遣、開発投融資、海外移住、援助人材の養成および確保であった。

| | |
|---|---|
| １９７８年 | 業務内容に無償資金協力の実施促進事業が追加された。 |
| １９８４年 | 業務内容に青年招へい事業が追加された。 |
| １９８７年 | 業務内容に災害援助等協力事業が追加された。 |
| １９８８年 | 業務内容に援助効率促進事業が追加された。 |
| １９９０年 | 業務内容にシニアボランティア派遣業務が追加された。 |
| ２００１年 | 特殊法人等整理合理化計画により、国際協力事業団は独立行政法人とすることが決定された。また、開発投融資事業は廃止すること（平成１５年度以降は、既に承諾済みの案件に限り融資を行う）、海外移住事業については入植地事業及び移住者送出業務を廃止すること、ならびに融資事業は段階的に整理し平成１７年度末に廃止すること、が決定された。 |
| ２００３年１０月 | 独立行政法人国際協力機構が発足した。 |

## ９．組織図

次頁のとおり。

独立行政法人国際協力機構　組織図　(2003年10月)

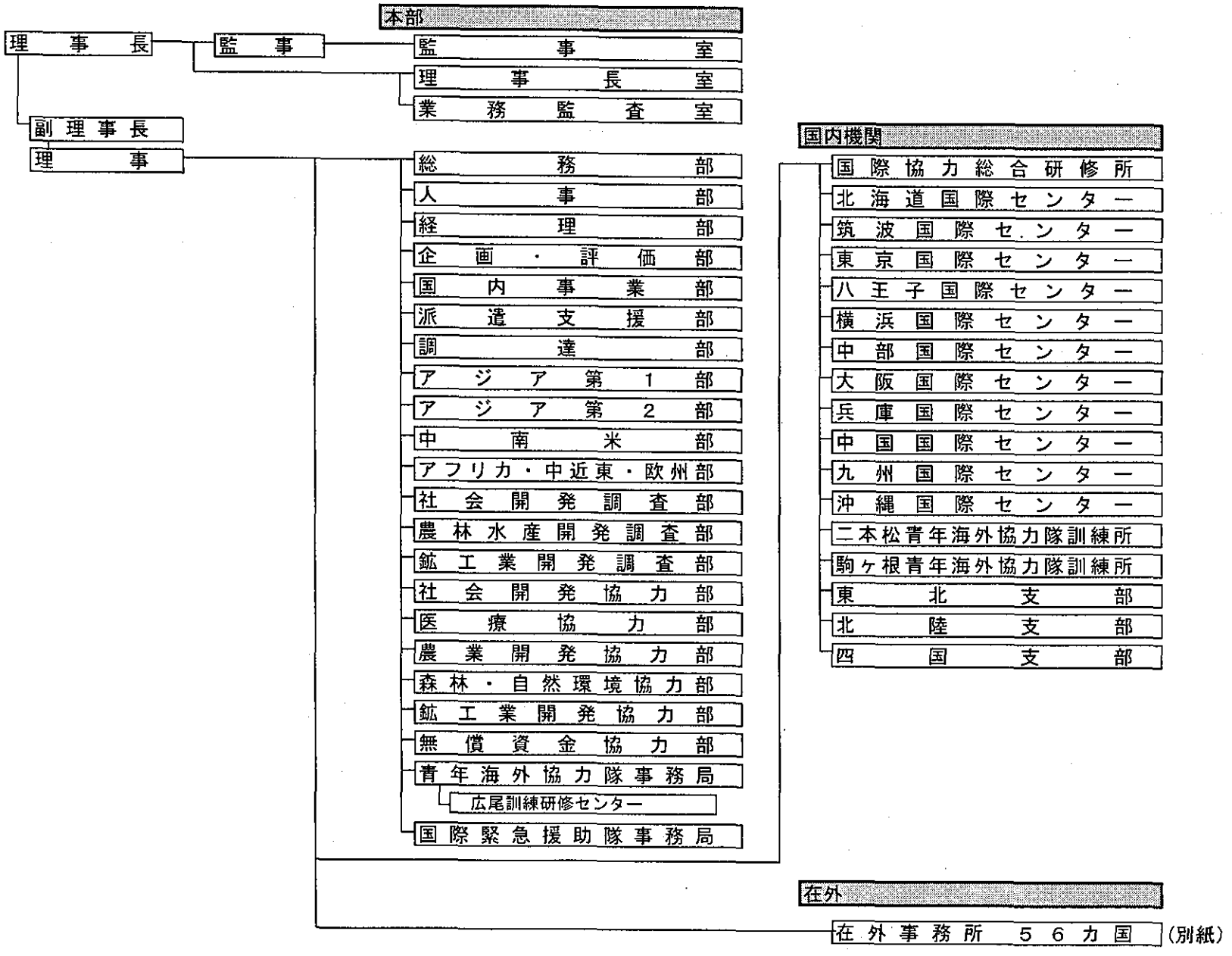

独立行政法人国際協力機構　組織図別紙　在外の体制（2003年10月）

事務所（５６カ国）

## アジア地域

| |
|---|
| インド事務所 |
| インドネシア事務所 |
| ベトナム事務所 |
| ウズベキスタン事務所 |
| カンボジア事務所 |
| スリランカ事務所 |
| タイ事務所 |
| 中華人民共和国事務所 |
| ネパール事務所 |
| パキスタン事務所 |
| バングラデシュ事務所 |
| フィリピン事務所 |
| マレーシア事務所 |
| ミャンマー事務所 |
| モンゴル事務所 |
| ラオス事務所 |

## 大洋州地域

| |
|---|
| サモア事務所 |
| パプアニューギニア事務所 |
| フィジー事務所 |

## 北・中南米地域

| |
|---|
| アメリカ合衆国事務所 |
| アルゼンチン事務所 |
| コロンビア事務所 |
| チリ事務所 |
| ドミニカ共和国事務所 |
| パナマ事務所 |
| パラグアイ事務所 |
| ブラジル事務所 |
| ペルー事務所 |
| ボリビア事務所 |
| ホンジュラス事務所 |
| メキシコ事務所 |

## アフリカ地域

| |
|---|
| エチオピア事務所 |
| ガーナ事務所 |
| ケニア事務所 |
| ザンビア事務所 |
| ジンバブエ事務所 |
| セネガル事務所 |
| コートジボアール事務所 |
| タンザニア事務所 |
| ナイジェリア事務所 |
| マラウイ事務所 |
| 南アフリカ共和国事務所 |
| マダガスカル事務所 |
| モザンビーク事務所 |

## 中東地域

| |
|---|
| アフガニスタン事務所 |
| エジプト事務所 |
| サウジアラビア事務所 |
| ヨルダン事務所 |
| シリア事務所 |
| チュニジア事務所 |
| トルコ事務所 |
| パレスチナ事務所 |
| モロッコ事務所 |

## 欧州地域

| |
|---|
| 英国事務所 |
| オーストリア事務所 |
| フランス事務所 |

# Ⅲ．平成１５年度業務実績

## ＜要約＞

## １．業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置

### （１）組織運営における機動性の向上

途上国における多様な開発ニーズや事業実施上の課題に機動的に対応するため、事業の計画・実施・評価の各段階において現地の在外事務所が主体的に行う業務の範囲を拡大した。また、在外事務所や技術協力専門家等が現地ＯＤＡタスクフォースに積極的に参加して案件の発掘・形成に資するための活動を行った。さらに、在外事務所による経理業務、機材調達、及び人材確保について本部からの支援体制を強化した。これらの取り組みは、「ＪＩＣＡ改革プラン」のもと、１６年度には８カ国の重点推進事務所と６カ国の地域支援事務所に「在外主導の新たな業務の仕組み」を導入することにより、さらに強化される計画である。

また、本部に関しても、迅速な意思決定を行うためのチーム制の導入及び事業運営を改善するための事業部の改編を１６年度から実施するため、必要な規程の整備・改正などの体制整備が進められた。

### （２）業務運営全体の効率化

機構の中期計画予算（平成１５年度下期～平成１８年度）では、平成１６年度以降の運営費交付金について、毎年度１．２２％の効率化を行うことが定められている。これによる中期計画期間中の削減総額は、合計約１１８億円となる。

事業実施に必要な主要な投入（専門家、研修員、機材、調査団派遣等）に係る単位当りの経費の削減等については、１５年度下半期は方策の立案やモニタリング体制の整備を中心とした取組みを行った。また同時に効率化・削減にも取り組み、研修員滞在経費の５．６％減、印刷製本費の７．６％減など、既に一定の成果が発現したものもある。

また本部の管理経費（物件費、人件費）についても、中期目標期間中平成１４年度と比べて１０％程度の効率化を達成すべく、事務所借料単価の削減、中・長期的に人件費を抑制する新人事・給与制度の策定と導入準備、早期退職制度の検討など、今後の継続的な支出削減に向けた抜本的な方策を打ち出し、削減計画の基礎を固めることができたことは大きな成果である。一般管理費の１５年度の実績については１４年度予算額と比較すると削減が実現できなかったが、平成１６年度以降は削減計画にもとづき着実に削減を進め、１８年度までに削減目標を達成できる見込みである。

また、効率的な業務運営のため、インターネットを活用した迅速な情報公開や文書の合理化を推進した。また事業の効率化のため、専門家派遣、コンサルタント契約等の手続き日数の短縮や

外部委託の更なる推進に向けた方策を策定した。

### （３）施設、設備の効率的利用

機構が保有する国際センター、青年海外協力隊訓練所等の施設について、利用者数の拡充に向けた方策を講じた結果、研修員や協力隊員に加え国民参加型事業の対象者（学生、市民等）の利用者数が増加していると見られ、平成１５年度下半期には約１５万人が利用した。

## ２．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### （１）総論

政府の援助方針に則り、国別・地域別の総合的な援助及びその重点化を念頭において技術協力等の業務を効果的に実施していくため、優良なプロジェクトの形成支援、国際社会及び国内における他援助機関との連携・協調、各種事業の総合的運用など、機構として取り組むべき事項のほとんどの項目において順調な結果が確認できた。

機構にとって新たに取り組むことになった「人間の安全保障」の推進、平和構築支援、また従来から推進してきた環境社会配慮及びジェンダー平等推進に関しては、体制整備や職員・関係者への周知を積極的に行った。また、機構として国際環境規格認証（ISO14001）の取得に向け、本部や一部の国内機関を対象に環境マネジメントシステムの構築・試行運用を開始した。

また、体系的な事業評価の体制整備や評価結果の迅速な公開、外部評価の推進に取り組み、外部有識者等が事後評価に参加した割合は実施件数の４０％となった。

### （２）各事業毎の目標

#### （イ）技術協力

技術協力においては、案件の効果的・効率的実施のため、途上国間で相互に協力を行うことを支援する南南協力支援事業の拡充、技術協力の運営における国民の知見の活用など必要な取り組みを行った。研修事業の効果的な実施のため、集団研修コースの評価体制を整備したとともに、帰国した研修員が自国において研修成果を活かした活動ができるようフォローアップの充実を図った。また、技術協力専門家やコンサルタントの選定について適切な人選を行うため制度を改善した。

#### （ロ）無償資金協力

実施促進業務における機構の役割が見直された結果を受けて各種ガイドラインの改定を行い、ホームページ等を利用して必要書類や記入例等の迅速な情報提供、入札関連情報の積極的な公開などを進めた。

#### （ハ）国民等の協力活動

ボランティア事業（青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等）については、国民の要望が

高い短期派遣などの派遣形態の多様化や登録制度の改善、帰国後のフォローなど、国民の発意を活かすための方策を策定した。また、現地での支援体制を充実させるため健康管理や交通安全の面で体制の拡充を図った。

ＮＧＯや地方自治体を対象とする草の根技術協力事業、また国内の様々な団体・個人が取り組む手作りの国際協力を支援する市民参加協力支援事業については、各種情報提供、相談・照会への対応、事務の合理化などを進めた結果、実施件数が増加している。

また、国際協力への理解の推進のため、国際協力経験者が小中学校、高校、大学などで体験に基づいた講義を行う出前講座、国内機関・本部への中高生徒等訪問者の受け入れ、教員等を対象とした開発教育の担い手養成研修などを積極的に実施した。これらの参加人数は総じて増加しており、教育現場との連携や開発課題等への理解の促進が進んだ。

### （ニ）海外移住

高齢者福祉及び日本語教育分野を重点として移住者団体の事業を支援するとともに、日系社会リーダー育成事業、移住事業と経済・技術協力事業との連携についても着実に実施した。

### （ホ）災害援助等協力事業

緊急援助隊については災害に際して迅速な派遣が実現されたほか、国際会議への協力、研修内容の充実も行われ、また緊急援助物資供与の送付方法が改善された。

### （ヘ）人材養成確保

国際協力人材センターの情報提供サービスが順調に立ち上がり、ＮＧＯスタッフや機構が派遣する専門家等の求人情報に月平均約１万件のアクセスを得るようになったとともに、専門家登録については５７８人の新規登録者を確保することができた。また、専門家やＮＧＯスタッフのための研修プログラムの改善、学生向けのインターンや大学との連携講座についても１４年度を上回る実績を挙げている。

### （ト）附帯業務

プロジェクト形成調査、調査研究事業等により個々の案件形成を支援したのみならず、調査結果を活用して機構の国別事業実施計画における協力の方向性の整理等を行い、政府の国別援助計画の策定や政府による案件形成・案件選定の総合的な向上に資するための活動を行った。

## ３．予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

予算の効率的執行について１５年度は半期（６ヶ月）という短期間での執行が影響し、繰越しが１４年度に比べ増えたが、今後改善に向けて取り組みを強化することとしており、また、寄附金収入及び自己収入の確保に関する制度整備、固定経費の節減、債権回収等については計画通り進捗したので、中期計画の達成に向けて概ね順調であると判断される。

## ４．短期借入金の限度額

実績がないため評価対象外とする。

## ５．重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物（在外移住事業関係資産）及びアルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設の処分の計画については、予定どおり進捗しており譲渡に向けた準備が進められた。

## ６．剰余金の使途

実績がないため評価対象外とする。

## ７．その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### （１）施設・設備に関する計画

国際センター等国内機関の施設・設備の整備に関しては、身障者対応施設整備及び既存施設改修について、工程など全体計画を見直した上で実施した。

他方、国内機関の総合的あり方調査については計画どおり進捗しており、１５年度末に第一次調査結果が予定どおり報告された。

### （２）人事に関する計画

勤務成績を処遇に反映するとともに職員の意欲の向上や組織の活性化を図ることを目的として、資格・昇格制度、給与・退職金制度、人事評価制度からなる新人事制度を策定した。また、新制度を１６年度から導入するため、職員への説明や労働組合との交渉を行って準備を整えた。

意思決定の迅速化のためのチーム制導入、効率的事業の実施のための組織改編、在外強化等に対応した人事配置計画案及び人材育成計画案の策定を行った。

人員に関しては、平成１５年度末の常勤職員数については計画内で進捗し、また人件費総額についても平成１５年度（下半期）予算額を下回る支出実績となった。

### （３）その他中期目標を達成するために必要な事項

監査の充実については、在外事務所における調達方法や無償資金協力の施工管理に関し、外部者による監査を積極的に実施したほか、効果的な内部監査の実施及び監査体制の整備・強化が行われた。

業績評価については、１５年度には業務実績の報告と自己評価の仕組みを整え、機構内での周知徹底を図ったとともに、業績評価委員会を設置したことにより、内部評価の実施及び以降の業務運営への反映を可能とする体制が整った。

## ＜小項目ごとの実績＞

## 1．　業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 組織運営における機動性の向上

**小項目 No. 1　現場（在外）強化と機動的組織運営**

【中期計画】

途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう在外事務所にできる限り権限を委譲する。また、在外公館や内外で活動するＮＧＯ、その他の援助関係者とも連携を図ることで開発途上地域のニーズを的確に把握する。さらに、組織内で責任の所在を明らかにするよう、役割分担を明確にすることで、迅速な意思決定が可能となるよう組織運営を改善する。具体的には、

●現地ＯＤＡタスクフォース等、現地におけるＯＤＡ実施のための連携体制に積極的に参加する。

●一定の体制を備えた在外事務所に対しては、現地の人員・機関を活用して実施する在外主導型の調査・プロジェクトにかかる実施計画の決定や予算執行の権限等を委譲し、主体的に行う業務の範囲を拡大する。

●在外、国内機関の管理業務の効率化を図るため、本部からの支援を充実させる。

●組織運営を改善し、意思決定の段階を少なくするとともに、現行の事業実施部門における縦割りの組織編成を柔軟化して再編成する。

【年度計画】

（１）在外機関の権限・機能強化

ア．現地 ODA タスクフォースの設立状況をレビューし、各国における開発のレベル、援助協調の進展の現状、在外事務所の実施体制等の状況に応じて、国ごとに適切に対応方針を定め、順次実施する。

イ．一定の体制を備えた在外事務所に対しては、計画段階では、内容的に本邦プロジェクト形成調査に準じた在外プロジェクト形成調査の実施が可能となるような体制を検討する。

実施段階では、在外事務所主導技術協力プロジェクトにつき試行案件の結果をレビューし実施方法の改善を検討するとともに、在外基礎調査及び在外対応型フォローアップの件数を増加させる。

評価段階では、案件別事後評価を実施する在外事務所の数を増加させる。

在外事務所の会計機関としての権限の拡充のための準備を行う。

（２）本部による支援機能の整備

ア．在外事務所の管理業務の効率化を図るため、独立行政法人会計基準、新しい予算科目、独

立行政法人化後の業務フローの変更等に対応するべく、平成１６年４月以降に在外経理システムの機能を変更・追加するための検討を行うとともに、基幹システムの抜本的見直しに対応した同在外経理システムの全面見直しについても検討に着手する。

イ．在外事務所及び国内機関の管理業務を支援するため、経理支援センターの平成１６年４月以降の立ち上げを目指し、業務フロー、所掌業務を確定する。

ウ．会計制度、基準の見直しを行い、明瞭性の確保と合理化の推進を図る。

（３）意志決定の効率化と迅速化

迅速な意志決定が行えるよう意志決定の段階を少なくし、また組織体制の柔軟化を図るため、チーム制（仮称）等を平成１６年４月に導入するための準備を行う。

**【当年度における取り組み】**

組織運営における機動性の向上については、「ＪＩＣＡ改革プラン」のもと、１６年度より本格化させる在外事務所の権限強化と実施能力の向上のための方策の策定や制度整備を行い、また、本部に関しても１６年度より導入するチーム制及び事業部の改編のため、人事・組織の規程の整備・改正などの体制整備を完了した。あわせて、５４カ国における現地ＯＤＡタスクフォースへの積極的な参加を行うとともに、在外事務所・国内機関の経理業務の効率化のための基盤整備を進めた。

## １．現地におけるＯＤＡ実施のための連携体制への積極的参加

現地ＯＤＡタスクフォースは５４カ国に設置されており、機構は右設置状況をレビューしながら、国別事業実施計画の策定、援助重点分野毎の問題分析や先方政府・他ドナーの取組状況等（開発課題マトリックス）を踏まえた機構としての協力の目的や方向性の整理を通じ、各国の援助ニーズの把握とマクロ分析、セクター分析等にかかる情報提供を行ったとともに、在外事務所員や派遣専門家が主要開発課題や協力手法等について専門的知見を提供した。

## ２．在外事務所への権限等の委譲

### （１）計画段階

計画段階については、現地のリソースを活用した在外プロジェクト形成調査や特定分野域内協力ワークショップ等を積極的に推進し、平成１５年度通年で機構全体としての案件発掘・形成事業３３９件のうち約４２％にあたる１４２件を在外事務所の主導により実施する結果となった。「インドネシア保健・医療分野支援」、「中国林業人材養成ニーズ調査」、「ケニア・リプロダクティブ・ヘルス基礎調査」等を実施し、現地のリソースを用いてプロジェクト形成及びそれに必要な情報収集を行った。

また、特定分野域内協力ワークショップについては、「メルコスール観光開発」、「ブラジル中小企業振興・競争力強化」等を実施し、地域の有識者及び援助関係者を集めてワークショップを開催し、効果的、効率的な案件を形成するための討議と意見交換を行った。

### （２）実施段階

実施段階については、主に在外主導技術協力プロジェクト及び在外対応型フォローアップの推進に努めた。在外事務所が計画策定・実施運営を行う技術協力プロジェクトについては、従来の取り組みを更に推し進め、１５年度下半期は、マレーシア「税務人材能力向上」、エルサルバドル「耐震普及住宅の建築普及技術改善」等、合計３０件（通年４２件、１４年度９件）を実施した。

また、在外対応型フォローアップについては、在外事務所長の権限強化や現地職員の活用推進など、実施体制の強化に向けた取り組みを進め、１５年度下半期はカンボジア「地理情報整備調査」、ブラジル「カンピーナス大学消火器病診断研究センター機材支援」等、１２１件（通年１８６件、１４年度１１４件）を実施した。

その他、ローカル・コンサルタントを活用した簡易な開発基本計画の策定、各種基礎データの解析、インベントリーの作成などの基礎的な調査である在外基礎調査について、１４年度２３件に対し、１５年度３９件実施した。

### （３）評価段階

評価段階については、協力終了後３年を経過したプロジェクトを対象に在外事務所が実施する案件別事後評価の制度を平成１４年度に導入し、平成１５年度には１４カ国で実施した（インドネシア、フィリピン、タイ、中華人民共和国、ネパール、スリランカ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、サウジアラビア、モロッコ、ケニア、マラウイ）。これにより、制度を導入した国は合計２２カ国となった。

### （４）会計機関としての権限の拡充

これまで前渡資金会計を採っていた会計役機関のうち、２４機関を平成１６年４月１日から新たに契約担当役化し、予算執行権限の拡充を図った。これにより、事業実施の迅速性の向上も期待できる。また、事務所への予算配賦について、個別申請に代え、可能な限り年間一括で配賦するための方策を策定した。

＜新たな在外契約担当役事務所(24 事務所) ＞
アジア地域（8 事務所）：ベトナム、カンボジア、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ミャンマー、ラオス
アフリカ中近東地域（8 事務所）：セネガル、タンザニア、ザンビア、ガーナ、マラウイ、エジプト、モロッコ、トルコ
中南米地域（５事務所）：チリ、ペルー、コロンビア、ホンジュラス、パナマ
その他（3 事務所）：フランス、英国、アメリカ合衆国

### （５）在外強化のための取り組み

以上の年度計画に沿った取組に加え、在外事務所の実施運営機能及び案件形成機能の強化、本部からのサポート体制の強化、国内から在外への人員のシフトなど、在外強化のための具体的方策を検討した。また、平成１６年度から在外主導の新たな業務の仕組みを導入する重点推進事務所（８カ国）と地域支援事務所（６カ国）の候補事務所を決定し、それぞれの具体的機能にかかる検討を進めた。さらに、現場強化や人間の安全保障の推進等を盛り込んだ「ＪＩＣＡ改革プラン」をまとめ平成１６年３月に発表した。

## ３．在外・国内機関の管理業務の効率化

### （１）経理業務の効率化

在外経理システムに関し、新しい予算科目等に対応するよう機能の変更・追加のための検討を行った。具体的には、本部における経理システムと同様、予算科目を（項）、（事項）、（目）の三層構造とし、これに加え、プロジェクトＩＤ、実施番号、事業種別等の機能を加えた。同在外経理システムの全面見直しについては、本部の基幹システムである人材システム、派遣システム、経理システムの見直しに合わせて行うこととした。また、会計制度、基準について、決算レートの簡素化や年度末の経理処理の迅速化のための精算方法の見直し等を行い、明瞭性の確保と合理化の推進を図った。

さらに、日常的な経理業務に関する照会事項への対応、月次報告書のチェックなどを通じ在外・国内機関の経理事務を支援する専管部署「経理支援グループ」を平成１６年４月から立ち上げるため、業務フロー・所掌業務の確定などの体制整備を行った。

＜経理支援グループの主な所掌業務＞
・在外・国内機関の会計事務に係る照会への対応
・在外経理システムにかかる照会への対応
・会計報告のチェック
・会計機関とのデータ、帳票等の管理

### （２）在外事務所からの人材・機材の要望への対応

上記取り組みのほか、在外強化の観点から、在外事務所からの人材・機材の要望に対応する体制の整備を推進した。具体的には、人材の派遣に関しては、コンサルタントについて、在外事務所が選定の各種プロセス（契約請求、コンサルタント選定委員会、契約交渉）に主体的に参画できるようＩＴの活用を前提とした詳細設計に取り組んだ。また、専門家についても、同様に、在外事務所が主体的に人選手続きに関与することを前提とした新たな業務フローにかかる検討を進めた。

一方、機材の調達に関しては、コスト、メンテナンス等の観点から、在外事務所が自ら現地調達を行うことを基本とする方針を定め、そのために必要となる現地調達ガイドライン（案）の作成、現地の企業情報等の整備調査（対象８カ国）の実施、現地調達手続き支援ソフトの整備・配

布などの取組を行った。

### ４．意思決定の段階の削減・組織編成の見直し

組織運営の改善のため、「ＪＩＣＡ改革プラン」の一つである組織改編において平成１６年４月からチーム制を導入するため、従来の課長代理以上のポスト数を約１割削減するための準備を行った（チーム制については次頁の図を参照）。あわせて、同制度の下で、意思決定関与者数が減少し、意思決定の迅速化が実現するよう、決裁合議先の簡略化・チーム長への権限委譲などを含む決裁基準の見直しを実施した。また、従来は、分野別・協力スキーム別に事業を実施していた８部を開発課題別の５部に改編し、開発課題を軸に総合的な取り組みが行えるようにするための準備を行った。

# チーム制導入による組織フラット化について

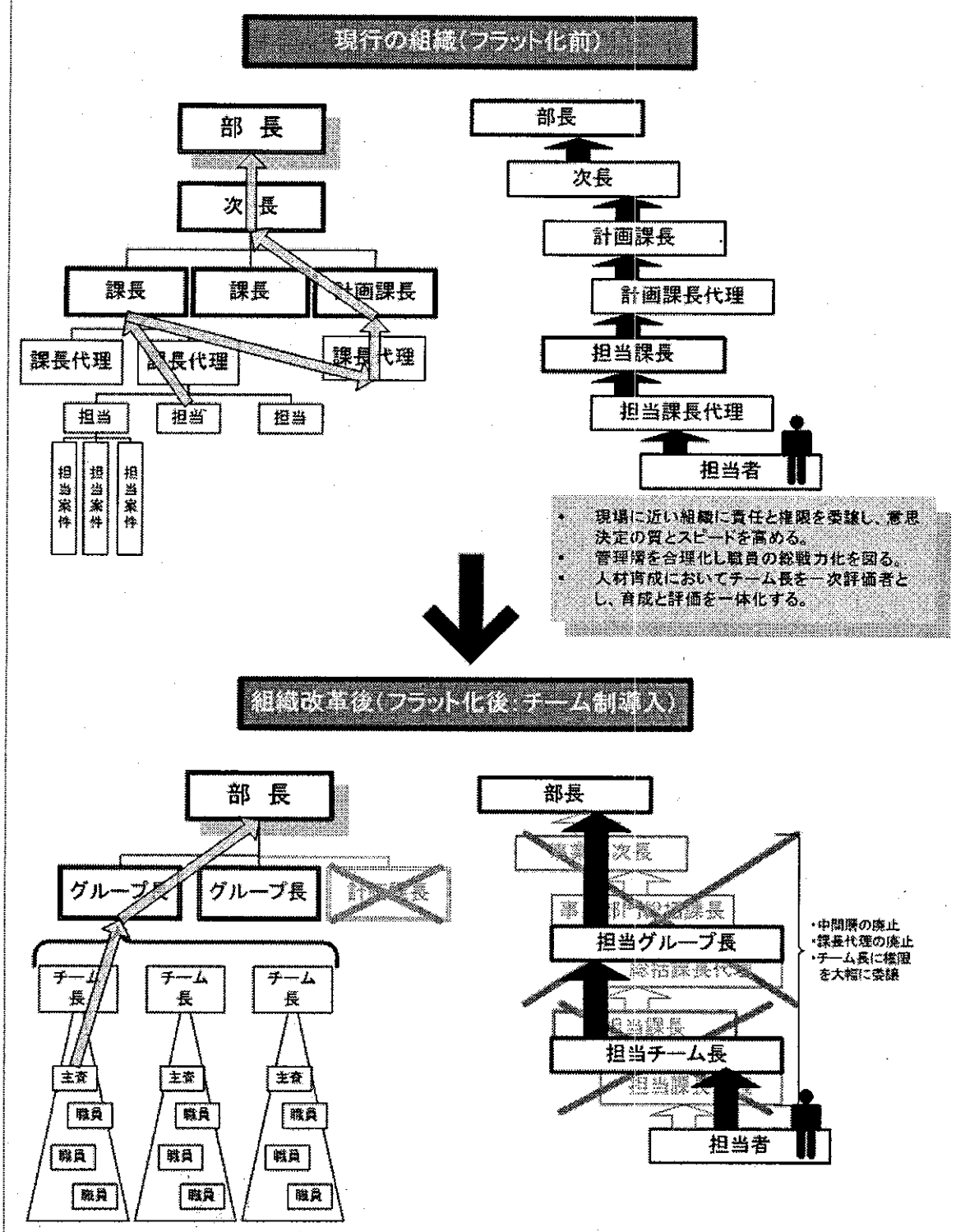

## (2) 業務運営全体の効率化

### 小項目 No.2　事務手続きの迅速化、合理化

【中期計画】

（イ）業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保する。また、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理のあり方を見直す。同時に、外部に委託した方が効率的であると考えられる事務については、外部委託を積極的に導入する。具体的には、

●専門家派遣、研修員受入等の制度・手続きを精査し、迅速化を図る。

●コンサルタント契約についての一連の手続きを精査し、迅速化を図る。

●文書決裁など意思決定にかかる手続きの効率化や、内部及び外部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。

●事業実施にかかる事務について、適当なものについては、積極的に外部委託の導入を図る。

●一般競争入札を既に導入済みの国内に加え、現地商慣習の異なる在外においても、複数業者から見積もりを取り、価格競争を原則とすること等により、機材の調達業務の透明化・適正化に努める。

●引き続きホームページを通じ公示、入札結果等の調達関連情報を迅速に公表し、透明性の確保を図る。

【年度計画】

（1）事務手続き等の効率化

ア．専門家等の派遣については、一般旅券による渡航の一層の拡大のための各種調査を実施するとともに、着手可能な国から順次一般旅券の使用の拡大を図る。

イ．研修員受入については、募集要項の電子データ化を促進する。

ウ．コンサルタント契約手続きの各プロセスについて精査し、公示から契約締結までに要する期間や精算手続きに要する期間の短縮などを図るための方策を取りまとめる。

エ．一部の申請書・届出等を対象に、電子決裁（ワークフロー）制度を試験的に導入する。

オ．機構内の各部署・国内機関・在外事務所間の連絡文書（業務公電）を電子的に作成・送受信する計画を策定し、試行的に実施する。

カ．主要な外部機関に対して発出している定型的な連絡文書の整理・統合を行う。

キ．外部委託について経費・委託先などの妥当性の検討を行い、外部委託が可能・妥当な業務を抽出する。

ク．機材現地調達において価格競争が可能な国・条件等について調査・検討を行うとともに、現地調達における契約ガイドライン案を作成する。

ケ．現行のホームページ掲載基準を見直し、ホームページ掲載までの期間の短縮化の目標とその達成手順を計画し実施する。

**【当年度における取り組み】**

業務運営全体の効率化の観点から、専門家派遣、研修員受入、コンサルタント契約などの各種

制度・手続の迅速化のための検討を行い、平成１６年度からの実行に向けた体制整備を行った。また、文書事務の削減について所要の見直しを進め、特に定型的な外部連絡文書については下半期中に約１５％の削減を実現した。さらに、外部委託について来年度以降に委託の対象とする業務の検討・抽出作業を行ったほか、調達業務について機材の現地調達の価格競争性の促進や調達関連情報の迅速な公表のための取組を行った。

## １．専門家派遣、研修員受入れ等の制度・手続きの迅速化

専門家派遣手続きについては、一般旅券による渡航の可否について各国の最新事情を確認するために、平成１６年３月、在外事務所に対し調査を開始した（平成１２年７月に実施した調査結果の更新を図るもの）。また、決裁の合議先を省略するなど手続き業務を見直したことにより、平成１６年度から１件当たりの派遣手続き日数を５日間短縮することにした。これにより派遣期間が３０日未満の専門家では派遣手続きが２５日から２０日、派遣期間３０日以上の専門家では３５日から３０日になる。

また、研修員受入れについては、平成１６年度より全集団研修コースの応募要項（General Information：G.I）を電子データで作成・発送するための手続を整備した。この電子データによる手続きを４コースにつき試行的に適用したところ、応募要項作成から在外事務所が受理するまでの平均所要日数は前年度実績（平均）の２６日間から９．３日間に短縮された。

## ２．コンサルタント契約の手続の迅速化

### （１）公示から契約締結までの手続の迅速化

公示から契約締結までの業務フローに関し、内部の選定委員会の開催やコンサルタントの関心表明提出の時期を見直す案を取りまとめた。右案については平成１６年度の制度化を予定しているが、これにより公示から契約締結までに要する日数が平成１４年度実績の約７２日から約７日間（１０％）短縮する見込みである。

### （２）精算手続の迅速化

精算手続に関し、コンサルタントに提出を求める現地調査費関連の証憑類やその確認方法を見直し、平成１６年度中に新たな制度を導入するための準備を行った。これにより、精算手続に要する日数が平成１４年度実績の約３７日から約４日間（１１％）短縮する見込みである。

## ３．文書事務の削減

### （１）決裁プロセスの効率化

文書決裁による意思決定プロセスの効率化のため、新組織体制に対応した文書決裁基準の策定に際し、決裁区分の見直し、金額による決裁基準の導入等を行った。また、電子決裁（ワークフロー）の導入を検討するため、パッケージソフトを比較検討のうえ、１４種の申請書・届出について試験的導入を行った。

### （２）内部連絡文書の効率化

機構内の内部連絡文書の効率化に向けた方策の一環として、本部と在外・国内機関の間の業務公電の電子化の方策を比較検討した。その結果、本部がファックスにより受信する紙媒体の業務公電を電子的に変換処理し、参照する仕組みを平成１６年度前半に試行導入する計画を策定した。

また、各種定例会議の議事録・資料及びセミナー等の報告を、電子メールにて配信するデータベースを構築し、試行運用した。

### （３）外部連絡文書の効率化

関係者と調整を行い、機構から発出している定型的な外部連絡文書約６０種のうち、調査団員の派遣決定にかかる報告文書など、９種（全体の約１５％）の文書について、平成１５年度第四半期から廃止した。これにより、一部の代表的文書に限定して試算した場合でも機構全体で毎年約６４０件の文書の削減が見込まれる。

＜廃止した文書＞

① 調査団の派遣に係る調査団員の決定報告
② 調査団の日程変更
③ 一般旅券を使用する専門家の派遣決定報告
④ 専門家の派遣期間の延長
⑤ 専門家の外国籍親族呼び寄せ
⑥ 専門家の派遣期間変更又は短縮
⑦ シニア海外ボランティアの外国籍家族呼び寄せの決定報告
⑧ 一般旅券を使用するシニア海外ボランティアの派遣決定報告
⑨ シニア海外ボランティアの派遣期間延長の不承認

＜削減される文書数にかかる試算＞

（上記①）調査団の派遣に係る調査団員の決定報告文書：約▲575 件

試算： 2,300 件／年（注）÷4（平成１５年度は第４四半期から適用）＝約 575 件

（上記③）一般旅券を使用する専門家の派遣決定報告文書：約▲68 件

試算：270 人／年（注）÷4（平成１５年度は第４四半期から適用）＝約 68 件

注：平成１４年度の実績に基づく。

## ４．外部委託の導入

外部委託に適した業務の要件を定義した上で抽出作業を行い、次の業務を外部委託の対象に加える計画を策定し、その一部につき１５年度下半期中に実行に移した。

・職員の給与計算事務（平成１６年度から実施予定）
・（開発途上国に対する）寄贈品募集・輸送支援業務（平成１５年度下半期に実施）
・国内機関における海外からの研修員等の宿泊予約業務（平成１６年度以降に実施予定）
・開発教育関連事務支援（平成１６年度から実施予定（一部の国内機関では平成１５年度より実施））
・国内機関における研修コース運営庶務（同上）

なお、業務効率化の観点等から１５年度下半期以前に外部委託している主なものは以下とおり。
・公用車運行業務
・文書管理システム等の各種システム運用業務
・ホームページ運用業務
・郵便等発送センター運営業務
・海外からの研修員を招いての各種研修コースにおける研修監理業務
・ボランティア募集・選考事務
・専門家等の派遣にかかる事務業務（派遣支援センター業務）
・海外でのプロジェクトにおける供与機材の仕様書作成業務

## ５．機材の調達業務の透明化・適正化

機材の現地調達における価格競争の促進を通じ、調達業務を更に透明化・適正化するため、８在外事務所において、「現地の企業情報等整備調査」を実施し、競争に参入可能な企業の情報を整備した。また、随意契約の方式の一つとして、従来の見積もり合わせに比べ、より価格競争を重視した見積競争方式を導入し、各在外事務所において可能な範囲で活用出来るよう制度整備を行った。

現地調達における契約ガイドラインである「現地調達ガイドライン」案を作成し、来年度以降、各事務所において関連の内規を制定するための準備を整えた。同案の主な構成項目は以下のとおり。
・調達の原則（公正性、競争性、透明性）
・任国内規程の作成
・現地調達の実施体制
・機材調達手続きの流れ
・現地調達手続きにおける実施指針及び留意点
・非違防止策及び措置要領
・業者登録及び資格審査　等

## ６．調達関連情報の迅速な公表

調達契約（海外向け資機材、国内向け物品・役務等、コンサルタント等、提案型技術協力）の

公示情報はＪＩＣＡプラザ（機構の情報提供・情報公開の総合窓口）及びホームページにおいて掲載している。入札結果も終了次第ホームページで公表しているほか、入札参加の手引き、契約の詳細やＱ＆Ａなどの情報は適切に公表、提供されている。

１５年度下半期においては、機構の本部で実施した各種調達関連情報について、コンサルタント契約の公表方法について見直しを行い、従来２週間に１回の頻度で契約相手方の選定結果を公表していたものを、１週間に１回の頻度で公表する体制に移行させた。

＜他の調達における契約相手方の決定結果の公表状況＞
・技術協力機材の入札案件：毎週木曜日入札会実施後、翌月曜日結果公表（所要日数４日間）
・庁用物品・役務の入札案件：不定期に入札会実施後、直ちに結果発表（サンプリング調査による平均所要日数３．３日間）

## 小項目 No.3　事業の主要な投入の単位当り経費の効率化

【中期計画】

（ロ）中期目標期間中、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入（専門家派遣、研修員受入れ、機材供与、調査団派遣等）に係る単位当り経費について平均で 10%程度の効率化に努める。また、事業実施における各種経費についても、徹底した節減を行う。具体的には、

●専門家派遣について、事業目的に応じた適切な派遣期間の設定を行い、特に、長期に派遣する人数を中期目標期間中に 10%削減するように努めるとともに、専門家に対する手当等について、適切な人選を妨げない範囲で合理化を進める。

●研修員受入れ事業について、本邦滞在期間の弾力的設定等により、中期目標の期間中に研修員一人当たりの滞在経費を平均で 5%削減するように努める。

●機材調達について、調達方法の改善等により、中期目標の期間中に機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり 10%削減するように努める。

●機構が直接派遣する調査団については、インターネット等情報通信インフラを活用すること等により、中期目標の期間中に調査団一件当たりの所要経費を 10%削減するように努める。

●コンサルタントに係る経費については契約方法の合理化等により、中期目標の期間中に一案件当たりの調達経費を 10%削減するように努める。

●機構に対する報告書等各種印刷物について、電子媒体によるものを増加させる等により、印刷製本費を、中期目標の期間中に 10%削減するように努める。

【年度計画】

（2）事業の主要な投入の経費の効率化

ア．専門家派遣について、事業目的に応じた適切な派遣期間の設定を行い、長期専門家新規派遣人数の削減に努める。

イ．専門家に対する手当等の合理化の一環として、専門家に対する住居手当支給方式を見直すための所要の準備を行う。

ウ．研修員一人当たりの滞在経費につき、ホテルへの宿泊の縮減等の方策を講じることで、その削減を図る。

エ．専門家一人当たりの機材調達経費の削減について、長期専門家の携行機材のうちパソコン・書籍などに関する調達手続きの合理化と経費の削減を行うための制度導入につき検討を進める。

オ．供与機材について、現地調達比率を向上するための方策を検討する。

カ．調査団一件当たりの所要経費の削減について、中期的な指針・アクションプランを策定し、具体的削減策を順次実行する。

キ．コンサルタントの一案件当たりの調達経費の削減のため、調査業務の実施方法の改善（ローカルコンサルタントの活用推進など）、契約における競争性を高める措置、事務手続きの見直

し等による業務実施方法及び契約方法の合理化に向けた方策を取りまとめる。
ク．印刷製本費の削減について、各種報告書の印刷製本費の削減のために機構の各報告書における配布先の見直しや、各報告書のCD-ROM化の可否を検討する。
ケ．研修事業における研修募集要項の電子データ化の検討を行う。

**【当年度における取り組み】**

機構の中期計画予算（平成１５年度下期～平成１８年度）では、平成１６年度以降の運営費交付金について、毎年度１．２２％の効率化を行うことが定められている。これによる削減額は、平成１５年度予算との比較では、１６年度約２０億円、１７年度約３９億円、１８年度約５９億円であり、計１１８億円となる。

機構は、右効率化を実現するため、中期目標期間中、業務経費については主要な投入にかかる単位当り経費の平均１０％程度の削減及び事業実施における各種経費の徹底した節減、一般管理費については平成１４年度と比べて１０％の削減を、それぞれ図ることとしている。

業務経費の効率化にかかる平成１５年度下半期の具体的な取組状況は以下のとおり。

### １．長期専門家の派遣人数の１０％削減等

要請案件に対する事業目的に応じた適切な派遣期間の設定などを通じて、1年以上派遣される長期専門家の人数は５４３人（平成１４年度通年）から４７７人（平成１５年度通年）に１２．２％減少した。その結果、派遣期間が１年未満の短期専門家の占める割合が増加し、長期専門家と短期専門家の比率は、１対３．３から１対３．６に推移した。

また、専門家住居手当について、合理化にかかる取り組みの一環として、上限額の見直し及び効率的な認定方法の検討を行い、新たな制度を平成１６年４月１日から適用することとした。これにより、アフガニスタンを除く９０カ国の上限額が下がるほか、在外事務所長等への認定権限の委譲、申請手続きの簡素化などが進展することとなる。

### ２．研修員の滞在経費５％削減（一人当たり）

各国際センターの研修コースの所管を調整することにより研修員受入時期を平準化し、国際センターの宿泊施設利用を促進するとともに、効率的な研修日程を組むことにより受入日数を削減した。その結果、研修員一人当たりの滞在経費が６２０千円（平成１４年度通年）から５８５千円（平成１５年度通年）となり、３５千円（５．６％）削減された。

### ３．機材の調達経費の１０％削減（案件一件当たり又は専門家一人当たり）

#### （１）専門家携行機材費

専門家が任地で技術指導に使用する目的で購入する携行機材について、損料方式、事務所からの貸与方式等により新規購入経費を節減する方策を検討し、制度化のための準備をした。

**（２）供与機材の諸経費及び供与機材費**

相手国政府への供与機材について、諸経費（＝輸送費）及び機材費（＝機材の購入経費）の削減を図るため、現地調達を促進することとした。具体的には、１５年度下半期に現地調達ガイドライン案の作成、現地調達に際し競争に参入可能な企業の情報等にかかる調査の実施（８在外事務所）、巡回指導の実施（６在外事務所）などを行った。

１５年度の実績は以下のとおり。但し、上記の方策による効果は未だ発現する段階にないところ、今期の削減については、主に案件の採択状況やプロジェクトの進捗などの外部的要因によるものと考えられる。

| | Ｈ１４実績 | Ｈ１５実績（参考値） |
|---|---|---|
| 専門家一人当たりの携行機材費 | ５４８千円 | ４９８千円 |
| 案件一件当たりの諸経費 | ５９９千円 | ２７３千円 |
| 案件一件当たりの供与機材費 | ２４，０７３千円 | １９，２３７千円 |

## ４．機構が直接派遣する調査団の所要経費の１０％削減（一件当たり）

機構が直接に派遣する調査団の一件当たり所要経費は、調査団の派遣先として中近東など遠隔地が増えたことなどにより、１４年度実績値１，８６６千円から１５年度は１，９１８千円へと２．８％増加した（調査団の派遣先件数の前年度比は、アジア地域△８．２％に対し、中近東＋２０．２％、欧州＋１４．５％、米州＋９．０％等。）。

ただし、１５年度に本邦からの派遣を計画していた調査団のうち、在外事務所による協議や調査を行うことで代替した件数（８５件）を仮に派遣したとして調査団総数に含めて試算すると、一件当たり所要経費は１，８２９千円となり、１４年度実績１，８６６千円に比べ２．０％の削減となる。

なお、平成１５年度下半期に、平成１４年度の調査団派遣実績等を分析し、関係各部署における調査団一件当たりの所要経費を削減するためのアクションプランを策定し、周知徹底するとともに実施に移しており、その結果、事前の情報収集の徹底、テレビ会議や電子メールなどＩＴの活用、団員人数の精査、一部の調査団員の在外事務所員による代替などにより、調査団一件当たりの平均団員数が、１４年度の２．５６人から１５年度下半期２．３８人（通年２．４４人）へと７．０％減少した。

## ５．コンサルタントに係る調達経費の１０％削減（一案件当たり）

開発調査や基本設計調査などの業務実施契約に関し、中期目標期間中に一案件当たりのコンサルタント調達経費の１０％削減を図るため、１５年度においては具体的な方策を取りまとめ、平成１６年度以降、順次制度化を図る予定となっている。方策としては、定型的な事業の契約相手

先選定における価格競争の拡大、精算方法の簡素化やプロポーザルの簡素化によるコンサルタントの経費負担の軽減、現地コンサルタントの活用拡大等による経費の削減などを検討した。

### ６．印刷製本費の１０％削減

中期目標期間中の印刷製本費１０％削減のため、機構が直営で作成している報告書並びに業務実施契約及び業務委託などにより作成している報告書等について、印刷部数の節減に配慮したほか、これら報告書の印刷単価、配布先などにかかる情報の収集や、経費削減に向けた具体的な方策にかかる検討を進めた。また、研修事業において、研修募集要項の電子化を一部試行するとともに、来年度右取り組みを在外事務所のない国を除き広く導入するための準備を進めた。

以上のような取組の結果、平成１５年度実績値（通年）は８２４百万円（１５年度下半期５００百万円）となり、平成１４年度実績値８９２百万円から７．６％減少した。

## 小項目 No.4　本部管理経費の効率化

【中期計画】

（ハ）機構は、中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く。）について平成１４年度と比べて10%程度の効率化に努める。具体的には、

●本部の管理経費（退職手当を除く。）について平成１４年度と比べて10%程度効率化する。そのため、人件費、事務所借料、公用車に係る経費、パソコン経費、内外通信費、派遣要員に係る経費等を削減する。

【年度計画】

本部の管理経費の削減について、経費削減に向けた業務効率化についての検討を行うとともに、対象となる個別の経費について節減目標を設定し実施する。

**【当年度における取り組み】**

### １．削減に向けた基盤づくり

機構は、平成１８年度には平成１４年度に比べて本部の管理経費の１０％（１０．５７億円）を削減するため、本部事務所借料の削減の実施、新人事・給与制度の策定と導入準備、及び早期退職の促進など、継続的な削減効果が見込まれる抜本的な対策の基盤づくりを行った。

事務所借料の削減について、賃貸料の交渉による単価削減（約４千円／月・坪）を平成１５年度下半期より実施した。これにより平成１４年度に比べて毎年約２億円の削減効果が見込まれる。

人件費については、長期的に人件費を抑制する効果を持つ新人事・給与制度を策定し、平成１６年７月からの導入に向け、職員への説明や労働組合との交渉を行った。また、早期退職については更に推進するため早期退職の制度的な検討を開始した。

### ２．平成１５年度の実績

平成１５年度の一般管理費（退職手当を除く）の実績は、内訳である物件費と本部人件費の削減に取り組んだものの、消費税納付額の増や本部から在外への人事異動の遅れにより、平成１４年度予算に比べると３９０百万円の増であった（平成１４年度実績と比較すると１百万円の支出減）（表１）。なお、平成１５年度の物件費、及び本部人件費の削減努力の状況は下記（１）及び（２）のとおり。

**表１：平成15年度の実績**

（単位：百万円）

| | 14年度<br>予算額<br>(A) | 14年度<br>支出実績<br>(B) | 15年度<br>支出実績<br>(C) | 増減<br>(対14予算)<br>(C)-(A) | 増減<br>(対14実績)<br>(C)-(B) |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般管理費 | 10,563 | 10,954 | 10,953 | 390(3.7%) | △1 (△0.0%) |
| 除消費税 | 10,563 | 10,954 | 10,757 | 194(1.8%) | △197(△1.8%) |
| 物件費 | 3,493 | 3,314 | 3,481 | △11(△0.3%) | 167(5.0%) |
| うち消費税 | 0 | 0 | 195 | | |
| 除消費税 | 3,493 | 3,314 | 3,285 | △207(△5.9%) | △29(△0.9%) |
| 人件費 | 7,070 | (注) 7,640 | (注) 7,472 | 402(5.7%) | △168(△2.2%) |

(注) 14年度と15年度上期は、決算において本部分を区分していないため、給与支給実績に基づき計算

（1）物件費（平成１５年度実績）

平成１５年度の物件費については、平成１４年度予算ベースとの比較では１１百万円の減にとどまった（１４年度支出実績との比較では167百万円増となった）。これは、事務所借料（△３６百万円）、公用車経費（△９百万円）、パソコン経費（△５１百万円）、内外通信費（△５百万円）等の削減を実施したものの、東京国税局の消費税に係る税務調査を踏まえ、消費税の算出方法の一部を見直した結果、本年度の消費税納付額が１９５百万円（下半期；１８８百万円）となったためである（表１）。

（2）人件費（平成１５年度実績）

本部の人件費は、平成１４年度支出実績との比較では１６８百万円下回ったが、平成１４年度予算ベースとの比較では４０２百万円超過した（表１）。

平成１４年度予算と平成１４年度支出実績の間で乖離が生じていたのは、本部中心の業務体制の下、本部から在外への人事異動が進まず、本部の実員が予算の計画人数を上回る実態にあったためである。これは、機構では、従前より在外の人数を増加させるため、本部の人数を削減することを計画してきたが、事業が日本のリソースや知識をベースにしていることから、本部の人数を急激に削減することが困難であり、結果として本部の人数がこれまで計画を上回る実態にあったことによる。

なお、在外事務所、国内機関等の人件費（一般管理費に含まれない）を含めた人件費全体では、年齢構成の若返り等を進めた結果、平成１４年度予算１６，０８８百万円に対し、平成１５年度１５，３０３百万円の支出実績となり、７８５百万円縮減している（参考）。

（参考）

| | 14年度<br>予算要求 | 14年度<br>支出実額 | 15年度<br>支出実績 | 増減<br>（対14予算） | 増減<br>（対14実績） |
|---|---|---|---|---|---|
| 人件費全体 | 16,088 | 15,701 | 15,303 | △785（△4.9%） | △398（△2.5%） |

## ３．１６年度以降の削減見通し

１６年度以降については、上記１．の削減方策及び各経費削減のための計画に基づき、物件費、人件費についてそれぞれ約５億円の削減を着実に実施していく。（表２）

**表２：削減計画**

（単位：百万円）

| | 14年度予算（実績） | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般管理費 | 10,563　(10,954)<br>→ベースライン | 10,953<br>→3.7%増 | 10,998<br>→4.1%増 | 9,771<br>→7.5%減 | 9,506<br>→10%減 |
| うち物件費 | 3,493　(3,314) | 3,481 | 3,765 | 3,071 | 2,964 |
| 人件費 | 7,070　(7,640) | 7,472 | 7,233 | 6,700 | 6,542 |

注：平成16年度の物件費の計画額には、平成12、13、14年度に係る消費税の修正申告によ

る納付額約 305 百万円が含まれている。

## （３）施設、設備の効率的利用

### 小項目 No.5　施設、設備の利用者数の増加

【中期計画】

機構が保有する国際センター12 施設、青年海外協力隊訓練所 3 施設及び国際協力総合研修所の施設、設備について、利用率を向上させるように努める。このため、これら施設の利用者数を中期目標期間中、5%増加させる。

【年度計画】

機構が保有する施設・設備の利用率の向上のため、利用者のターゲティングを踏まえた利用率の向上のための計画を策定し、またそのための広報手段の開発等を行う。

**【当年度における取り組み】**

機構が保有する国際センター等の施設の利用者数を増加させるため、研修事業及び国民参加型事業の両面で以下のような措置を講じた。

従来、一つの国際センターで担当する研修コースの実施時期が重複すると研修員を外部ホテルに宿泊させるなどの調整を行っていたが、このような外部ホテル利用を減らしセンター宿泊施設利用にシフトするため、次のような対策をとった。

- シャトルバスの運行経路を見直すなど、センターから研修実施機関へのアクセスを改善した。
- 研修コース実施時期を調整して同一期間での重複を減らした。
- 全国際センターの利用状況を分析し、平成１６年度の国別研修の所管の割り振りを本部で一元的に行った。

国民参加型事業の対象者による施設利用を促進するため、小学生から大学生及び保護者等の引率者がより利用しやすくなるように施設利用料金体系を見直した（平成１６年度より適用）。また、各国内機関のホームページ、各種国民参加型事業に関するホームページを整備・拡充した。

以上の結果、平成１５年度下半期の利用者数は１５２，２９４人となり、内訳では以下の表にある「会議・セミナー・イベント等参加者」及び「ＮＧＯ・学生等事業相談者・施設見学者等」が増加の傾向にあると考えられる。但し、平成１４年度の実績については、集計方法が十分整備されていなかったため精度を欠く面があるところ、今回の実績と比較することは適切ではなく、今後、平成１５年度通年の実績３０４，０５０人を基準として、中期計画期間中に５%増加を達成することとしたい。なお、平成１４年度下半期の実績（推定値）は、９８，８４５人であった。

**表　１５年度下半期の利用者数内訳**

| 種別 | 平成１５年度下半期実績値 |
|---|---|
| （1）全宿泊者 | １５，１５９人 |
| （2）会議、セミナー、イベント等の参加者 | ４３，１１６人 |
| （3）NGO, 学生等事業相談者、施設見学者等 | ９４，０１９人 |
| 合計 | １５２，２９４人 |

## ２．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### （１）　総論

### 小項目 No. 6　効果的な事業の実施

【中期計画】

（イ）開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の枢要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へのサポートの充実を図る。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、実施段階における資金協力との連携強化に努める。具体的には、

●政府の外交方針及び援助方針に則り、国別・地域別の総合的な援助の実施及び事業の重点化を念頭に置き、優良なプロジェクトの形成を積極的に支援する。

●わが国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、国際的な援助に係る協力・協調に関し、他の援助国や国際援助機関との連携を図る。

●各種事業の質と効率を高めるため、各種事業形態の総合的運用を推進する。

●各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し活用する体制を構築する。

●また知識やノウハウを集約・共有するため、事業経験の体系化と援助手法の改善、国別・地域別及び分野・課題別の援助のあり方の検討、開発理論・開発アプローチの整理と検討を重点として調査研究の質を高める。

●冷戦終結以降も後を絶たない紛争は、人道上の問題を引き起こすと同時に、それまでの開発努力の成果や環境を破壊する。これらの地域における平和構築支援が開発の観点からも国際社会の大きな課題であり、今後も積極的な役割を果たすことは大変重要である。そのための体制整備として、平和構築支援において中心的な役割を果たす部署を設立するとともに、本分野に関係する職員、本分野を専門とする専門家等の研修を実施する。また本分野にかかる経験を持つ人材を活用できる制度を整備するとともに本分野の事業を実施する際に必要な安全対策を講じる。

●ＪＢＩＣとの情報の共有や意見交換、人事交流を通じた実施機関相互の連携を密にし、事業の実施に当たって有償資金協力との連携強化に努める。

【年度計画】

１．効果的な事業の実施

ア．優良なプロジェクト（プログラム）の形成に貢献するため、国別の重点開発課題に対する協力の方向性を国別事業実施計画にとりまとめ、またプロジェクト形成調査を積極的に行う。ま

た、国ごとに現地ODAタスクフォースへの参画の在り方を検討するとともに、同タスクフォースに積極的に参加し、資金協力との連携案件数の増加に貢献する。

イ．事業重点化という観点から各対象国におけるプログラムの集約化を進める。

ウ．案件の計画策定段階の事前評価機能の強化の一環として、事前評価調査の質的向上と内容の標準化のため、開発課題ごとの調査必須項目を設定する。

エ．援助協調について、各種会議・協議への参画・開催、人事交流、援助動向の情報収集と内部周知、援助協調に関する執務参考資料の作成等を行う。

オ．援助協調の一環として、国際社会共通の目標への取り組みとして定められたミレニアム開発目標（MDGs）の達成への取り組みについて、関連情報の内部周知、各種行事への協力、各国の貧困削減戦略文書（PRSP）への反映のための支援、調査研究への支援等を行う。

カ．各種事業形態の総合的運用を推進するため、平成１６年度の新規案件検討に当たり、投入の組合せや時期、期間等について柔軟な検討を行う。

キ．各種事業形態の総合的運用を促進するため予算科目の統合を行う。

ク．開発課題別事業の実施を組織横断的に調整する機能を整備するため課題別に主管部を定める。

ケ．１０前後の開発課題について課題別指針を順次作成する。

コ．各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを集約・共有・活用する体制を強化するため、分野・課題ネットワークシステムのコンテンツの作成、アクセス環境の改善等を進める。

サ．調査研究体制強化のため、課題チームや各部署との関係を整理・強化し、また調査研究調整委員会を通じた機構全体の調査研究の方向性の舵取り、質の向上のサポート等を行う。

シ．ホームページにおける調査研究成果の公開の徹底や調査研究テーマのシリーズ化、読本化、ビジュアル化等を行う。

ス．平和構築支援の体制整備として、平和構築支援事業において中心的な役割を果たす部署を平成１６年度に設立すべく所要の準備を行う。

セ．平和構築支援分野の人材登録を推進する。

ソ．平和構築支援に関する職員向けの研修及び専門家養成研修等の研修を行う。

タ．平和構築支援における安全管理に係る職員研修を実施し、危機管理マニュアルの改訂を行う。

チ．実施機関相互の連携については、JBIC との間において各種会合・会議を増やし、情報意見交換を強化する。

ツ．現地ODAタスクフォースへの積極的参加により、有償資金協力との連携案件数を増加させる。併せて無償資金協力との連携案件数を増加させる。

テ．関係府省が行う技術協力事業との連携促進のために、技術協力連絡会議その他のチャンネルを活用し、情報収集に努める。

ト．派遣専門家等関係者の安全対策の強化のために研修・オリエンテーションを充実させ、防犯意識の高揚を図る。

ナ．派遣者への安全対策上のサポート体制強化のために現地安全対策クラークの配置を促進す

る。

ニ．国別地域別アプローチを強化し、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の方針に則り、効果的な業務を行うため、平成１５年度においては主要な協力対象国について概ね次のとおりの計画の下に事業を実施する。（別紙）

ヌ．課題別アプローチを強化し、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の方針に則り、効果的な業務を行うため、各開発課題について、平成１５年度においては概ね次のとおりの計画の下に事業を実施する。（別紙）

**【当年度における取り組み】**

機構は、政府の開発援助政策・方針に則り、途上国の援助ニーズを踏まえて、技術協力等の業務を効果的に実施するため、１）優良プロジェクト形成への支援、２）内外の関係者、関係機関との意思疎通の強化及び協調・連携、３）事業の総合的な運用、４）開発課題や事業実施上の知識・ノウハウの蓄積、活用、５）新たな取り組みとなる平和構築支援の事業実施体制整備、等に積極的に取り組んだ。

## １．優良なプロジェクトの形成支援

### （１）国毎の重要な開発課題に関するプロジェクト形成調査等

国毎の重要な開発課題に関し、４３件（通年）のプロジェクト形成調査を実施するとともに、日本から調査団を派遣せずに現地コンサルタント等による調査を行う在外プロジェクト形成調査を４１件、案件形成を目的とした特定域内ワークショップを１２回それぞれ実施（開催）した。また、これら調査の結果等を活用し、ベトナム（法整備、教育、環境等）、ケニア（人材育成、保健医療）、ヨルダン（水、環境）等１７件の国毎の重要な開発課題に関し協力の方向性をとりまとめた。

### （２）資金協力との連携

我が国援助の効果を高めるため技術協力と資金協力との連携は重要であり、１５年度（通年）には現地ＯＤＡタスクフォースへの積極的な参加等を通じ、次のような連携を図った。

・技術協力プロジェクト／無償資金協力連携案件数　８０件（１４年度　７９件）

・開発調査／無償資金協力連携案件数　２５件（１４年度　３１件）

・開発調査／有償資金協力連携案件数　３１件（１４年度　２９件）

この他、研修事業においても、「ＯＤＡプロジェクト評価セミナー」等集団研修４コース、「タイ観光開発のための産業村マネジメント能力向上」等国別研修２コースを有償資金協力との連携の下に実施した。

### （３）プログラムの集約化

優良案件の形成を支援するため、事業の重点化を図るとともに、重要な開発課題に対しては総合的に解決するアプローチを検討するなど、プロジェクト形成調査等案件形成段階での事業にお

いてプログラム化を推進している。この成果は、年１回の新規案件要望調査において、プログラム策定国数の増加、ならびにプログラムの重点化による１カ国当たりのプログラム数の減少で確認することとし、１５年度については以下のとおりとなった。

・協力プログラム策定国数　６１カ国（１４年度４８カ国）
・重点化によるプログラムの減少国　３１カ国（１４年度２４カ国）
・プログラム総数　　８１９件（１４年度７０２件）
・１カ国当たり平均数　　１３．４件（１４年度１４．７件）

**（４）案件の計画策定における事前評価機能の強化**

技術協力プロジェクトの設計を行う事前評価調査について、品質向上と内容の標準化を目的とし、職業訓練や防災等１０分野課題について、事前評価調査の標準型を設計し、調査必須項目を設定した。

＜事前評価調査の標準型を設計した１０分野課題＞
職業訓練、防災、リプロダクティブ・ヘルス、農業生産基盤整備・管理、農業研究・普及、自然環境（森林分野を含む）、水産、情報通信技術、産業基盤制度、省エネルギー

## ２．国際援助協調（他援助機関との連携強化）

**（１）国際会議等への参画及び他ドナーとの連携の実績**

援助の効率的・効果的な実施のため、他の援助国や国際機関との密接な情報共有や意見交換、援助実施における連携や整合性の確保等がますます必要となっており、機構では、我が国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、１５年度下半期においても他の援助国や国際機関との連携、国際会議等での発信に努めた。

**１）国際会議の開催、参画（平成１５年度下半期の実績例）**

イ．国際会議（共催）
・Capacity Development 国際シンポジウム（ＵＮＤＰ他との共催）（東京）（２月）
・Aid Effectiveness に関する日英共同ワークショップ（ベトナム）（10 月）

ロ．ＯＥＣＤ開発援助委員会（ＤＡＣ）会合への参画
・ＤＡＣ対日援助審査（１２月）
・援助効果とドナー慣行作業部会(ＷＰ－ＥＦＦ)（１０月、１１月、２月）
　＊企画・評価部次長が作業部会の副議長に就任

ハ．国際会議への参画、意見発信
・アフリカとの戦略的パートナーシップ（ＳＰＡ）会合への参加（１１月、１月）

**２）国際機関、他ドナーとの協調実績**

イ．国際機関、他ドナーとの主な定期協議等
・カナダＣＩＤＡ、世銀・アジア開発銀行、ドイツＧＴＺ等

ロ．国際機関、他ドナーとの連携協力

・国連難民高等弁務官事務所（ＵＮＨＣＲ）　ザンビア、スリランカ、南アフリカ

・カナダ国際開発庁（ＣＩＤＡ）：ボスニア･ヘルツェゴヴィナ（スルプスカ共和国）

・米国国際開発庁（ＵＳＡＩＤ）：ボリビア、ホンジュラス

**３）人事交流**

主要な援助機関との連携を強化するため、継続的な調整を図りながら効果的な協力を行うことを目的として、積極的に人事交流を行った。世界銀行、国連難民高等弁務官事務所（ＵＮＨＣＲ）、カナダ国際開発庁（ＣＩＤＡ）、米国国際開発庁（ＵＳＡＩＤ）等に職員を派遣しているとともに、ＵＮＨＣＲ、ＣＩＤＡ、ＵＳＡＩＤ等からの職員を受け入れている。この人的交流は、①ＵＮＨＣＲとの平和構築のパートナーとしての連携案件の形成、②ＣＩＤＡのように政策･援助アプローチの深化に向けた活動の共催、③ＵＳＡＩＤのように現場での連携案件作り、といった成果に結びついている。

**４）その他**

その他職員研修やメールマガジン等を通じて、上記の過程で収集される援助動向にかかる情報の内部周知を図ったほか、執務参考資料として、ＵＳＡＩＤとの保健人口分野の連携の経験を踏まえた「日米保健人口分野連携ハンドブック」の作成等に取り組んだ。

**（２）貧困削減戦略書（ＰＲＳＰ）、ミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）等援助協調の枠組みへの対応**

**１）「新たな援助協調」等に係る関係者への研修**

貧困削減戦略書（ＰＲＳＰ）やセクタープログラムといった、途上国政府の開発計画を中心に関係ドナーが包括的にパートナーシップを形成する「新たな援助協調」の枠組みの中で、機構としても適切な対応を図る必要がある。そのため、①派遣前の専門家研修、②在外事務所赴任者研修、③階層別研修、等の場で、援助協調に関する現状と課題の周知徹底を図っている。

**２）各国のＰＲＳＰプロセス、セクタープログラムへの対応**

各被援助国における貧困削減戦略書（ＰＲＳＰ）、セクター開発計画等の策定、実施のための被援助国政府、援助機関、ＮＧＯ等の関係者協議に的確に対応するため、①ＪＩＣＡ事務所による大使館やＪＢＩＣ事務所と連携した積極的参加、②援助協調の枠組みへの対応を中心業務とする企画調査員、在外専門調整員の配置、③本邦プロジェクト形成、在外プロジェクト形成、セクター開発調査等を活用した途上国の国家・セクターレベルのプログラムの策定・実施・モニタリング・プロセスへの参画等に努めた。

（例）タンザニアのＰＲＳＰにおける農業セクタープログラム策定を、機構のセクター開発調査事業を活用して全面的に支援するとともに、同セクターの政府･ドナー協議機関（ＦＡＳＷＯＧ）の議長役をＪＩＣＡ企画調査員が担い同セクターの一連のプロセスをリードした。

### ３）ミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）への取り組み

ミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）は、国連が２０００年に採択したミレニアム宣言に併せて、国際社会全体に共通な開発目標として位置づけられており、機構においては、各国の開発政策や市民社会でＭＤＧｓが主流化するための取り組み（キャンペーン）を支援した。また、ＭＤＧｓ等の達成のために、インフラストラクチャーとガバナンス・Capacity Development とのあり方に関するＵＮＤＰとの共同研究を開始した。

（例）ホンジュラスでＭＤＧｓを普及させるため、機構がＵＮＤＰと共催でＭＤＧｓ地域ワークショップを開催。国内の７２市町村を対象に１８回のワークショップを行い、地方自治体、ＮＧＯ関係者も含め開発目標の共有化を図った。これには米州地域のＵＮＤＰ・機構関係者も参加し、エルサルバドル等各国でＭＤＧｓに関する取り組みを活性化する一因となった。

## ３．事業の総合的運用を推進するための取り組み

事業形態の総合的運用を推進するための基盤整備として、平成１５年度において、１）平成１６年度の予算統合準備、２）統合予算の活用、執行管理を行う体制の整備、３）新予算を前提とした平成１６年度新規採択案件の選定、を行った。予算統合では、従来の海外技術協力事業費、開発調査事業費、研修員受入事業費、開発協力事業費の４つの事業費を「技術協力プロジェクト関係費」として１つに統合し、事業の計画や実施、執行管理を行う体制を整えた。

特に、組織面では平成１６年４月から次の組織体制に改編することとし、これにより、予算の統合前においては、技術協力プロジェクト、開発調査事業、研修員受入等投入の形態を中心に、案件の検討から実施、評価を行ってきたが、今回の予算統合により、投入の形態にとらわれず、開発途上国のおけるニーズに対し様々な投入を集中的に行うことが従来に比べより柔軟に行える体制が整った。

・国別のニーズを踏まえて案件採択、予算配分、執行管理全体に責任を負う部署：
　地域５部（アジア第一部、アジア第二部、中南米部、アフリカ部、中近東・欧州部）
・技術的視点から事業実施と配分された予算の執行管理責任を負う部署：
　課題５部（社会開発部、人間開発部、地球環境部、農村開発部、経済開発部）

以上のような制度や組織の整備の動きを受け、各国の援助重点分野における開発課題を特定し協力手段を集中化させることを考慮して、従来の個別に技術指導を行う専門家派遣などの個別案件よりも目標期間内に一定の成果を達成することを重視する技術協力プロジェクト案件を優先して、機構内での新規案件検討を行った。

## ４．開発課題等の知見、ノウハウを共有する体制の構築

### （１）課題主管部の制定、課題別指針の策定

各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し

活用する体制整備を目的として、「分野・課題ネットワーク」の整備を進めている。１５年度は、全２３の分野・課題のうち２１課題（教育、保健医療等）について主管部を定め、各分野・課題ごとに課題チーム、支援ユニット、支援委員会、分野課題情報システムで構成される「分野・課題ネットワーク」体制を試行的に導入した。具体的には、１）課題別指針の作成・改訂（指針作成６課題、指針案作成２課題）、２）分野課題データベースの運営、３）コンテンツ作成、４）指針のベースとなる調査研究（３課題）・ワークショップの実施、５）担当職員への技術的助言等を行った。

**（２）分野・課題ネットワークシステムのコンテンツの整備状況**

分野・課題ネットワークを構成する分野課題情報システムについて、１５年度は、コンピューター端末のシステム改善(ウィンドウズ化)、情報入力担当の支援ユニットの増強配置等の取り組みを行い、掲載されるコンテンツ（各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを電子情報化したデータ群）が大幅に整備された。特に、民間セクター開発（７３件増)、保健医療（５１件増)、平和構築（５１件増）などの分野で充実した。

・Ｗｅｂ上の公開コンテンツ数：１５年度末５４８件（１５年度上半期末２６３件）（２８５件増）

・分野別課題情報システム･アクセス数（月平均）：

１５年度下半期　５５２人／月（１５年度上半期　３３１人／月）（６７％増加）

＜新規に整備したコンテンツ＞

| | |
|---|---|
| 教育分野 | 4 件 |
| 保健医療分野 | 51 件 |
| 水資源分野 | 20 件 |
| 平和構築分野 | 51 件 |
| 社会保障分野 | 36 件 |
| 情報通信分野 | 29 件 |
| 経済政策分野 | 1 件 |
| 民間セクター開発 | 73 件 |
| ジェンダー主流化・WID | 17 件 |
| 貧困削減 | 3 件 |
| 合計 | 285 件 |

## ５．調査研究の質の向上への取り組み

**（１）機構の事業に効果のある調査研究の拡充強化**

事業を効果的に実施していくうえで分野・課題別の援助のあり方等の整理、検討を行う調査研究の的確な実施と質の向上が重要であり、直面するニーズに応えた以下のような調査研究を実施

するとともに、機構全体の調査研究の質の向上、成果の共有を図るための調整を、調整委員会を通じて行った。また、国別援助研究等の一部の報告書の有用性に関するユーザー調査を行い、今後の調査研究の質的改善のための課題を抽出した。

・「人間の安全保障」に関する調査研究の発足

・現場の案件発掘形成に寄与するための「開発課題に対する効果的アプローチ」シリーズの調査研究の実施（１５年度は「高等教育」等７課題の報告書を作成）

・貧困削減戦略書（ＰＲＳＰ）と援助協調への的確な対応のための参考資料・事例集（「援助の潮流がわかる本」、「アジア・アフリカ地域におけるＰＲＳＰプロセス事例比較研究」）の整理・検討

**（２）調査研究の効果的発信の促進**

業務の質の向上のために調査研究の成果を機構内外で広く共有・活用することが重要であり、１５年度においては以下のような調査研究の効果的発信に努めた。

・援助効率促進事業によるすべての調査研究報告書のホームページへの公開

・国別分析プラットフォーム（世銀等２６の国内外の援助機関が設立）のウェブサイトにおける機構の国別分析成果の掲載件数の倍増（７件→１５件）

・より実践的な調査研究としての「日本の経験」のシリーズ化

（１５年度は「教育」、「保健」の２分野について日本の経験の整理と途上国への適用可能性の検討を実施した。このシリーズでは、研究終了時に公開セミナーを通じて成果の普及を行なった他、途上国向けのビデオ教材を制作した。）

・５テーマの調査研究の読本化（コンパクトな体裁の報告書）

## ６．平和構築支援への取り組み

機構は独立行政法人化後、平和構築支援に本格的に取り組むことになったが、１）初動体制の早期立ち上げとロジスティックスの強化、２）安全研修の強化、３）国内外の援助調整部門への人材の配置、４）オールジャパンとしての取り組みへの貢献などの課題を抱えていたことから、平成１５年度下半期において平和構築支援の専管部署の設置をはじめとする次の取り組みを行った。

**（１）体制の確立**

平和構築支援の情報・動向分析、計画策定、初動体制構築支援及び案件形成支援の機能を持つ平和構築支援の専管部署「平和構築支援室」を平成１６年４月より企画・調整部の中に設置することとした。

**（２）平和構築を専門とする登録者の拡充**

今年度、新たに専門家登録分野に「平和構築」を立て、積極的に人材の発掘、登録に努めた結果、平成１６年３月末現在で平和構築支援を専門とする登録者の人数は７７人（前年度比７７人増）に増加した。

**（３）研修の参加者数**

「平和構築分野人材育成及び確保基本プラン」（平成１５年５月策定）に基づき、１５年度下半期については、平和構築支援に関する職員研修と専門家研修を以下のとおり実施した。なお、このほかにも在外赴任者研修（５回３２名）、部署別勉強会（６部署）などで職員への周知徹底を図った。

・職員研修：　　４回　９７名　（１４年度　１回　４５名）
・専門家（専門家養成研修）：　１１名　（１４年度　実績なし）
　　計　１０８人（１４０％増）

**（４）平和構築支援にかかる危機管理マニュアルの改訂・安全管理研修の実施**

平和構築支援地域では、①当該国の治安維持能力・体制が整っていない、②治安維持は国連平和維持軍、多国籍軍等が担うことが多く、軍からの治安情報面での協力が必要、③テロ・地雷・武器による脅威が存在する、等の特徴があることから、平成１５年１０月以降に、従来の危機管理マニュアル（「海外安全の手引き」）の内容の見直し、改訂を行い、別途、平和構築支援にかかる危機管理マニュアルを策定した。また、平和構築支援事業の一翼を担う職員他の安全管理研修として、職員と関係者５２名（５２人の増加）を対象とする「エマージェンシー・トレーニング」を実施した。

## ７．ＪＢＩＣ（国際協力銀行）との連携

平成１５年度下半期においては、従来から実施しているＪＢＩＣ－ＪＩＣＡ定期協議会のほか個別案件に関する打合せを含めるとＪＢＩＣとの協議は４７回行われ、ＪＢＩＣ－ＪＩＣＡ間の協力のフレームワークについて具体的な検討を行うとともに、具体的な専門家の派遣や開発調査事業との連携について調整を行った。また、現地ＯＤＡタスクフォースへの積極的参加等を通じ、有償資金協力との連携案件数の増加に努めた。

平成１５年度（通年）の連携案件実績は以下のとおり。

・開発調査と有償資金協力の連携案件数　３１件　（平成１４年度：２９件）

※以下の３項目（８～１０）は中期計画小項目としての記載はないが年度計画に記載がある項目。

## ８．関係府省が行う技術協力事業との連携促進

外務省以外の関係各府省が行う技術協力事業との連携促進とそのための情報収集の努力を機構が行うことは、機構の行う事業のみならず我が国のＯＤＡ事業の効果的かつ効率的な推進のために重要である。このような観点から、１５年度は独立行政法人化以前から外務省が開催する技術協力連絡会議や関係省庁ワーキンググループ会合への出席を通じ技術協力関係省庁の連携及び調整を一層有機的に行うための情報収集及び意見の交換に努めてきたが、独立行政法人化以降は、特に以下のような情報の収集や連携の促進のための取り組みを行った。

**（１）JODC・JETROとの連携促進**

経済産業省所管の財団法人海外貿易開発協会（ＪＯＤＣ）、独立行政法人日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）が行う技術協力事業について、各検討委員として、それぞれ派遣支援部長および鉱工業開発調査部長が委嘱を受け、専門家人選及び案件選定について、機構の技術協力事業との調整を行った。

**（２）（財）食品産業センター等からの案件移管**

１４年度より農林水産省所管の２団体（(財)食品産業センター、食品流通システム協会）から機構へ案件の移管を受け、本年度で２年目を迎えている。

**（３）JICWELSからの事業移管準備**

厚生労働省所管の国際厚生事業団（ＪＩＣＷＥＬＳ）事業については、１６年度からの事業移管に向け、保健医療分野と社会保障分野の事業について調整を行い、準備作業を行った。

## ９．派遣専門家等関係者の安全対策強化

**（１）安全対策強化のための研修・オリエンテーション等**

一般犯罪被害防止対策のため、警視庁ＯＢの安全対策アドバイザーを講師とし、①安全管理セミナー６回（受講者は、在外事務所で安全管理に携わる所員、調整員を対象に総数１６０名）②ボランティアの赴任前研修におけるオリエンテーションを実施した。また、機構職員の在外事務所派遣前研修及び長期専門家派遣前研修において、安全管理課職員による安全管理研修を実施した。

これらセミナー等においては、特に、生命・身体の安全を脅かす、強盗・侵入窃盗（住居防犯）、性犯罪暴力、テロ事件の防犯対策に重点を置いた講義を実施した。

**（２）現地安全対策クラーク配置等**

安全対策クラークについては９８か国中、７０カ国（７１％）に７９名を配置するとともに、その業務の質の向上を図るため、域内連絡会議、ワークショップを合計３回開催し、延べ３２カ国３６名のクラークが参加し、警備指導手法、治安情報交換、日本人の防犯意識等についてのセミナーを立ち上げた。

また、安全対策アドバイザーを、犯罪被害の多いアフリカ、中南米を中心に年間１３回、２５カ国に派遣し、現地での事務所・住居防犯指導、安全対策協議会の開催、現地治安機関との情報交換を行った。

なお、一般犯罪被害件数は、過去３年の件数は、平成１２年度５１９件、平成１３年度５７９件、平成１４年度４７６件と推移し、平成１５年度は５６６件と前年比１９％増となり、一昨年並みの水準となった。

## １０．国別・課題別の取り組み

資料編１及び資料編２のとおり。